令和４年度　水質検査計画

隼人木之房配水池

霧島市上下水道部

水道工務課

水質検査計画とは

水道法施行規則第15条に定めるところにより、水道事業者は、定期的に実施する水質検査及び臨時の水質検査について、各検査項目ごとに採水場所及び検査頻度等を示した「水質検査計画」を、毎事業年度の開始前に策定することとなっております。
そこで、霧島市上下水道部では、水道の原水及び浄水（水道水）の状況を踏まえて水質検査計画を策定し、これまで行ってきた水質検査結果と併せて、水道水が安全で良質であることをご理解いただけるよう霧島市のホームページにて公表しております。

水質検査計画の内容

1．基本方針

水道法第4条に基づく「水質基準に関する省令（平成4年厚生省令）」が廃止され、新たに公布された「水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令）」が平成16年4月１日から施行されました。新基準省令では 、全国的にみれば検出率が低い項目であっても、地域、水源の種別、浄水方法により、人の健康の保護又は生活上の支障を生じるおそれのあるものについては、すべて水質基準項目に設定されるため、水道事業体がその実情に応じて、合理的な範囲で検査の回数を減じる又は省略を行うことができるよう、水道法施行規則で規定が整備されました。

(1) 浄水の色・濁り・消毒の残留効果の検査は1日1回行います。浄水水質基準51項目及び原水39項目（水質基準項目のうち消毒副生成物及び味の12項目を除く）の検査は、本計画で設定した検査頻度に基づき、定期的に行います。また、クリプトスポリジウム等の検査や糞便汚染の指標菌検査も行います。

(2) 水源の水質が著しく悪化したときや水源に異常があったときなどは、速やかに臨時の水質検査を行い、安全性の確保に努めます。
また、水道水が原因で水質事故が発生したときなどは、関係機関と連携を密に対応していきます。

(3) 令和元年度～令和3年までの過去3年間の水質試験結果を踏まえて検査を評価し、計画見直しを行ったうえで、令和4年度の水質検査計画を策定します。

2．水道事業の概要

生活用水その他の浄水を市民に供給するため、次に掲げる水道事業と簡易水道事業を設置する。

（1） 霧島市水道事業
（2） 木原地区簡易水道事業
（3） 横川地区簡易水道事業
（4） 牧園東部地区簡易水道事業
（5） 牧園西部地区簡易水道事業
（6） 霧島地区簡易水道事業
（7） 牧之原地区簡易水道事業

２ － １　水道事業の概要

(1)　給水状況

(a)　水 道 事 業 体 名　　　霧 島 市 水 道 事 業

(b)　給　 水 　人　 口　　　１ ０ ４ ， ２ ７ ５ 人

(c)　一日最大配水量　　　４ ２ ， ５ ２ １ ㎥　　（R2年度実績）

(d)　一日平均配水量　　　３ ８ ， ７ ９ ８ ㎥　　（R2年度実績）

(2)　事業概要

表1　水道事業の概要

<table>
<tr><th>水道事業名</th><th>給水区域</th><th>水源名</th><th>水源の種類</th><th>浄水施設名</th><th>処理方法</th></tr>
<tr><td rowspan="26">霧島市水道事業</td><td rowspan="15">国分地区</td><td>宮迫水源</td><td>深層地下水</td><td rowspan="3">重久配水池</td><td rowspan="3">消毒のみ</td></tr>
<tr><td>茅落水源</td><td>湧水</td></tr>
<tr><td>篠ヶ迫第1水源</td><td>深層地下水</td></tr>
<tr><td>西堅馬場水源</td><td>深層地下水（休止）</td><td>西堅馬場配水池</td><td>消毒のみ</td></tr>
<tr><td>敷根水源</td><td>深層地下水</td><td>敷根配水池</td><td>消毒のみ</td></tr>
<tr><td>台明寺水源</td><td>湧水</td><td>台明寺配水池</td><td>消毒のみ</td></tr>
<tr><td>上井第1水源</td><td>深層地下水</td><td rowspan="2">上井浄水池</td><td rowspan="2">消毒のみ</td></tr>
<tr><td>上井第2水源</td><td>深層地下水</td></tr>
<tr><td>川原第1水源</td><td>深層地下水</td><td rowspan="2">川原浄水場</td><td rowspan="2">急速ろ過及び消毒</td></tr>
<tr><td>川原第2水源</td><td>深層地下水</td></tr>
<tr><td>篠ヶ迫第1水源</td><td rowspan="2">深層地下水</td><td rowspan="2">春山中継槽</td><td rowspan="2">消毒のみ</td></tr>
<tr><td>宮迫水源</td></tr>
<tr><td>芦谷水源</td><td>深層地下水</td><td>芦谷配水池</td><td>消毒のみ</td></tr>
<tr><td>上野原水源（第1井戸）</td><td>深層地下水</td><td rowspan="2">上野原配水池</td><td rowspan="2">消毒のみ</td></tr>
<tr><td>上野原水源（第2井戸）</td><td>深層地下水</td></tr>
<tr><td rowspan="6">隼人地区</td><td>西光寺第3水源</td><td>湧水</td><td>西光寺第3水源地</td><td>消毒のみ</td></tr>
<tr><td rowspan="5">奥新川第1水源
奥新川第3水源
奥新川第4水源</td><td rowspan="5">湧水</td><td>木之房配水池</td><td rowspan="5">消毒のみ</td></tr>
<tr><td>妙見配水池</td></tr>
<tr><td>松永配水池</td></tr>
<tr><td>上野第2配水池</td></tr>
<tr><td>嘉例川ポンプ場</td></tr>
<tr><td rowspan="2">溝辺地区</td><td>第2水源</td><td>湧水</td><td rowspan="2">中継ポンプ場</td><td rowspan="2">消毒のみ</td></tr>
<tr><td>第3水源</td><td>深層地下水</td></tr>
<tr><td rowspan="2">福山地区</td><td>中崎水源</td><td>深層地下水</td><td>中崎水源地</td><td>消毒のみ</td></tr>
<tr><td>敷根水源</td><td>深層地下水</td><td>脇元中継ポンプ場</td><td>消毒のみ</td></tr>
<tr><td>牧園地区</td><td>妙見・安楽水源</td><td>湧水</td><td>安楽・妙見配水池</td><td>消毒のみ</td></tr>
</table>

２ － ２　簡易水道事業の概要

(1)　給水状況

(a)　水道事業体名　　霧島市簡易水道事業

(b)　給　水　人　口　　１６，６５５人

(c)　一日最大配水量　　１１，８９４㎥　　(R2年度実績)

(d)　一日平均配水量　　７，６９２㎥　　(R2年度実績)

(2)　事業概要

表2　簡易水道事業の概要

水道事業名	給水区域	水源名	水源の種類	浄水施設名	処理方法
横川地区 簡易水道	横川地区	下尾田水源	湧水	下尾田着水井	消毒のみ
		稲牟礼水源	深層地下水	松岡配水池	消毒のみ
		正牟田水源	深層地下水	正牟田水源地	消毒のみ
		馬渡水源	深層地下水	馬渡水源地	消毒のみ
		柿木水源	深層地下水	柿木水源地	消毒のみ
		後ヶ谷水源	深層地下水	後ヶ谷水源地	消毒のみ
牧園東部地区 簡易水道	牧園東部地区 (高千穂・手洗・寺原・中津川・大霧)	高千穂第1水源	湧水	高千穂第1配水池	消毒のみ
		高千穂第2水源	湧水(休止)		急速ろ過及び消毒
		高千穂第5水源	湧水(休止)		
		手洗水源	湧水		
		高千穂第3水源	湧水	高千穂第3水源地	消毒のみ
		高千穂第4水源	湧水(休止)	高千穂第3配水池	消毒のみ
		高千穂第6水源	湧水(休止)	高千穂第1減圧槽	急速ろ過及び消毒
		中津川水源	湧水	中津川滅菌室	消毒のみ
		寺原第1水源	湧水	寺原配水池	消毒のみ
		寺原第2水源	深層地下水		
		大霧水源	湧水	大霧配水池	消毒のみ
牧園西部地区 簡易水道	牧園西部地区 (麓・万膳・三体・浅谷・宇都口)	麓第1水源	湧水(休止)	麓配水池	消毒のみ
		麓第2水源	湧水		
		万膳水源	湧水	万膳第1配水池	消毒のみ
		三体・浅谷水源	湧水	三体・浅谷水源地	消毒のみ
		宇都口水源	湧水(休止)	宇都口水源地	消毒のみ
霧島地区 簡易水道	霧島地区	永水第1水源	深層地下水	永水第2水源地	消毒のみ
		永水第2水源	深層地下水		
		北永野田水源	深層地下水	北永野田配水池	消毒のみ
		千滝水源	湧水	横岳配水池	消毒のみ
				上部配水池	消毒のみ
		上部水源	湧水	霧島配水池	消毒のみ
		中部水源	湧水	田口ポンプ場	消毒のみ
		下部水源	浅層地下水	下部配水池	消毒のみ
		みやま水源	湧水	みやま滅菌室(休止)	消毒のみ
		神宮台水源	湧水	神宮台配水池	消毒のみ
		永池水源	湧水	永池分水槽	消毒のみ
				霧島ハイツ配水池	消毒のみ
牧之原地区 簡易水道	牧之原地区	牧之原第1水源	湧水	牧之原第1水源地	消毒のみ
		牧之原第2水源	浅層地下水	牧之原第2水源地	消毒のみ
		牧之原第3水源	深層地下水	牧之原第3水源地	急速ろ過及び消毒
		池之谷水源	深層地下水	池之谷水源地	消毒のみ
		福地水源	深層地下水	福地水源地	消毒のみ
		川路原水源	湧水	川路原配水池	消毒のみ
		牧野水源	深層地下水	牧野送水ポンプ場	急速ろ過及び消毒
		比曽木野水源	湧水	比曽木野水源地	紫外線滅菌及び消毒
木原地区 簡易水道	木原地区	田代水源	湧水	木原配水池	消毒のみ

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

（1） 湧水・地下水を水源としている上水道及び簡易水道では 、原水の汚染要因として次のようなことが考えられます。これらを踏まえ、適正な浄水処理を徹底して行うよう努めています。

① 野生動物等の糞便による大腸菌、クリプトスポリジウム等の汚染事故等

② 肥料や汚水などに由来する硝酸態窒素や 、溶剤として使用されるトリクロロエチレンなどによる汚染事故等

（2） 本市における水源の水質は、湧水及び地下水を水源としており、上記の影響等を受けずに良質で年間を通し安定して水質基準を満たしています。

4. 検査地点

（1） 浄水毎日検査

水道事業は市内20箇所、簡易水道事業は市内32箇所の個人宅で検査を毎日行います。

表3

No	検査地点	検査対象配水池
1	霧島市国分敷根	敷根配水池
2	霧島市国分川内	上井配水池
3	霧島市国分下井	川原配水池
4	霧島市国分広瀬3丁目	台明寺配水池
5	霧島市国分重久	重久配水池
6	霧島市国分重久	春山高架水槽
7	霧島市国分川原	芦谷配水池
8	霧島市国分川内	上野原配水池
9	霧島市隼人町真孝	木之房配水池
10	霧島市隼人町松永	松永配水池
11	霧島市隼人町内	上野第1配水池
12	霧島市隼人町西光寺	糸走配水池
13	霧島市隼人町嘉例川	妙見配水池
14	霧島市隼人町嘉例川	嘉例川配水池
15	霧島市溝辺町有川	高区配水池
16	霧島市溝辺町崎森	低区配水池
17	霧島市福山町福山	亀割配水池
18	霧島市福山町福山	中崎配水池
19	霧島市横川町下ノ	高区配水池
20	霧島市牧園町宿窪田	妙見・安楽配水池
21	霧島市横川町中ノ	中央配水池
22	霧島市横川町下ノ	馬渡配水池
23	霧島市横川町上ノ	松岡配水池
24	霧島市横川町上ノ	正牟田配水池
25	霧島市横川町下ノ	柿木配水池
26	霧島市横川町下ノ	後ヶ谷配水池
27	霧島市牧園町持松	高千穂第1配水池
28	霧島市牧園町下中津川	中津川配水池
29	霧島市牧園町高千穂	寺原配水池
30	霧島市牧園町持松	高千穂第10配水池
31	霧島市牧園町三体堂	麓配水池
32	霧島市牧園町万膳	万膳第2配水池
33	霧島市牧園町三体堂	三体配水池
34	霧島市牧園町万膳	大霧配水池
35	宮崎県都城市吉之元町	永池分水槽
36	霧島市霧島田口	横岳配水池
37	霧島市霧島田口	霧島配水池
38	霧島市霧島田口	上部配水池
39	霧島市霧島田口	中部配水池
40	霧島市霧島大窪	下部配水池
41	霧島市国分重久	永水配水池
42	霧島市霧島永水	北永野田配水池
43	霧島市霧島田口	神宮台配水池
44	霧島市福山町福山	惣陣平ステン配水池
45	霧島市福山町佳例川	比曽木野配水池
46	霧島市福山町佳例川	牧野配水池
47	霧島市福山町佳例川	辰伴配水池
48	霧島市福山町福沢	新原配水池
49	霧島市福山町福沢	川路原配水池
50	霧島市福山町佳例川	牧之原PC配水池
51	霧島市福山町福地	福地配水池
52	霧島市国分郡田	木原配水池

(2) 原水水質検査

水道事業は市内20箇所、簡易水道事業は市内35箇所で検査を行います。

水道事業原水採水地点

【国分地区】

	水源地名	原水採水地点	採水地点住所	備考
1	宮迫水源	宮迫水源地着水井横	霧島市国分重久字篠ヶ迫	
2	茅落水源	茅落水源地集水井横	霧島市国分重久字茅落	
3	敷根水源	敷根水源地滅菌室横	霧島市国分敷根字門倉	
4	台明寺水源	台明寺水源地取水ポンプ棟横	霧島市国分台明寺字前ノ園	
5	篠ヶ迫第1水源	篠ヶ迫第1水源地取水ポンプ棟横	霧島市国分重久字篠ヶ迫	
6	上井第1水源	上井第1水源地取水ポンプ棟横	霧島市国分上井字大丸	
7	上井第2水源	上井第2水源地取水ポンプ棟横	霧島市国分川原字井手元	
8	川原第1水源	川原第1水源地取水ポンプ棟横	霧島市国分川原字花建	
9	川原第2水源	川原第2水源地取水ポンプ棟横	霧島市国分川原字花建	
10	芦谷水源	芦谷水源地内	霧島市国分川原字芦谷	
11	上野原水源(第1井戸)	第1井戸地内	霧島市国分上之段字堂ノ原	
12	上野原水源(第2井戸)	第2井戸地内	霧島市国分上之段字堂ノ原	

【隼人地区】

	水源地名	原水採水地点	採水地点住所	備考
1	西光寺第3水源	西光寺第3水源地残塩計室内	霧島市隼人町内字西光寺荒谷	
2	奥新川第1水源	妙見配水池内	霧島市隼人町嘉例川字四十田	
3	奥新川第3水源	奥新川第3水源地外水栓	霧島市隼人町内嘉例川字内無	
4	奥新川第4水源	奥新川第4水源地導水ポンプ室内	霧島市隼人町嘉例川字春田	

【溝辺地区】

	水源地名	原水採水地点	採水地点住所	備考
1	溝辺第2水源	溝辺第2水源地導水ポンプ棟内	霧島市溝辺町有川字貫水	
2	溝辺第3水源	溝辺第3水源地取水ポンプ棟横	霧島市溝辺町有川字有川原	

【福山地区】

	水源地名	原水採水地点	採水地点住所	備考
1	中崎水源	中崎水源地取水ポンプ棟横	霧島市福山町福山字中崎	

【牧園地区】

	水源地名	原水採水地点	採水地点住所	備考
1	妙見・安楽水源	日の出温泉建物前	霧島市牧園町宿窪田字平落	

簡易水道事業原水採水地点

【横川地区】

	水源地名	原水採水地点	採水地点住所	備考
1	下尾田水源	下尾田水源地取水井横	霧島市横川町中ノ字椅場	
2	稲牟礼水源	稲牟礼水源地取水井横	霧島市横川町上ノ字稲牟礼	
3	正牟田水源	正牟田水源地滅菌室内	霧島市横川町上ノ字岩川	
4	馬渡水源	馬渡水源地取水井内	霧島市横川町下ノ字馬場ヶ原	
5	柿木水源	柿木水源地取水井横	霧島市横川町上ノ字柿木	
6	後ヶ谷水源	後ヶ谷水源地取水井内	霧島市横川町下ノ字後ヶ谷	

【牧園地区】

	水源地名	原水採水地点	採水地点住所	備考
1	高千穂第1水源	高千穂第1水源地棟内	霧島市牧園町持松字乙森の上	
2	手洗水源	高千穂第1配水池滅菌室横	霧島市牧園町高千穂字新床	
3	高千穂第3水源	高千穂第3水源地滅菌室横	霧島市牧園町高千穂字殿之湯	
4	寺原第1水源	寺原第2減圧槽横	霧島市牧園町高千穂字手洗	
5	寺原第2水源	寺原第2水源棟横	霧島市牧園町高千穂字轟木	
6	大霧水源	大霧水源地導水ポンプ室下	霧島市牧園町万膳字大良ノ谷	
7	麓第1水源	麓第1水源地導水ポンプ場下	霧島市牧園町宿窪田字鬼沢津	予備水源
8	麓第2水源	麓第2水源地導水ポンプ室棟内	霧島市牧園町宿窪田字鬼沢津	
9	万膳水源	万膳第1配水池滅菌室内	霧島市牧園町万膳字佐賀利山	
10	三体・浅谷水源	三体・浅谷水源地棟横	霧島市牧園町万膳字茱萸木ヶ瀬戸	

【霧島地区】

	水源地名	原水採水地点	採水地点住所	備考
1	永水第1水源	永水第2水源地受水槽横	霧島市霧島永水字竹下	
2	永水第2水源	永水第2水源地受水槽横	霧島市霧島永水字竹下	
3	北永野田水源	北永野田取水ポンプ室横	霧島市霧島永水字峠	
4	千滝水源	千滝水源地取水ポンプ棟横	霧島市霧島田口字霧島山	
5	上部水源	千滝水源地取水ポンプ棟横	霧島市霧島田口字霧島山	
6	中部水源	田口ポンプ場外水栓	霧島市霧島田口字東	
7	下部水源	下部水源地取水ポンプ横	霧島市霧島大窪字狩川	
8	みやま水源	みやま滅菌室横	霧島市霧島田口字霧島山	
9	神宮台水源	神宮台導水管外水栓	霧島市霧島田口字霧島山	
10	永池水源	永池分水槽滅菌室内	霧島市霧島田口字霧島山	

【福山地区】

	水源地名	原水採水地点	採水地点住所	備考
1	牧之原第1水源	牧之原第1水源地着水井前	霧島市福山町福山字枯松ヶ谷	
2	牧之原第2水源	牧之原第2水源地着水井前	霧島市福山町福山字鳥越	
3	牧之原第3水源	牧之原第3水源地取水ポンプ棟横	霧島市福山町福山字山森	
4	池之谷水源	池之谷水源地取水ポンプ棟横	霧島市福山町福沢字馬木屋岡	
5	福地水源	福地水源地取水ポンプ棟横	霧島市福山町福沢字池ノ段	
6	川路原水源	川路原水源地導水ポンプ室内	曽於市大隅町須田木字西川原	
7	牧野水源	牧野水源地取水ポンプ横	霧島市福山町佳例川字宮田	
8	比曽木野水源	比曽木野水源地電気室内	霧島市福山町佳例川字中羽山	

【国分地区】

	水源地名	原水採水地点	採水地点住所	備考
1	田代水源	田代水源地電気室横	霧島市国分郡田字北田代	

(3) 浄水水質検査

水道事業は市内19箇所、簡易水道事業は市内31箇所で検査を行います。

水道事業浄水採水地点

【国分地区】

	検査対象配水池名	採水地点	採水地点住所	備考
1	重久配水池	重久配水池残塩計室内	霧島市国分重久字桑ケ丸	
2	敷根配水池	敷根配水池滅菌室内	霧島市国分敷根字門倉	
3	台明寺配水池	台明寺管理棟内	霧島市国分台明寺字前ノ園	
4	川原配水池	川原浄水場内	霧島市国分川原字花建	
5	上井配水池	上井配水池残塩計室横	霧島市国分上井字中牟田	
6	春山高架水槽	春山高架水槽地内	霧島市国分重久字札久保	
7	芦谷配水池	国分川原内民家	霧島市国分川原字芦谷	
8	上野原配水池	上野原配水池管理棟内	霧島市国分上野原縄文の森	

【隼人地区】

	検査対象配水池名	採水地点	採水地点住所	備考
1	木之房配水池	霧島市上下水道部旧庁舎	霧島市隼人町内字下水流	
2	西光寺第3配水池	隼人町西光寺墓地	霧島市隼人町西光寺字二畦町	
3	妙見配水池	妙見消防詰所	霧島市隼人町嘉例川字立花山	
4	松永配水池	松永配水池残塩計室内	霧島市隼人町松永字一条	
5	上野第1配水池	上野第1配水池横	霧島市隼人町内字後村中	
6	嘉例川配水池	嘉例川駅公園前	霧島市隼人町嘉例川字堂地	

【溝辺地区】

	検査対象配水池名	採水地点	採水地点住所	備考
1	高区配水池	霧島市溝辺保健福祉センター	霧島市溝辺町有川字竹添	
2	低区配水池	溝辺町崎森内民家	霧島市溝辺町崎森字南十三塚	

【福山地区】

	検査対象配水池名	採水地点	採水地点住所	備考
1	中崎配水池	中崎減圧槽横	霧島市福山町福山字中崎	
2	亀割配水池	鉄道記念公園	霧島市福山町福山字塚田	

【牧園地区】

	検査対象配水池名	採水地点	採水地点住所	備考
1	妙見・安楽配水池	安楽消防詰所	霧島市牧園町宿窪田字梅ヶ渡	

簡易水道事業浄水採水地点

【横川地区】

	検査対象配水池名	採　水　地　点	採　水　地　点　住　所	備　考
1	中央配水池	中央配水池(電気室内)	霧島市横川町中ノ字椅場	
2	松岡配水池	茶屋公民館	霧島市横川町上ノ字釣柴	
3	正牟田配水池	正牟田公民館	霧島市横川町上ノ字前田	
4	馬渡配水池	馬渡公民館	霧島市横川町下ノ字下原	
5	柿木配水池	柿木公民館	霧島市横川町上ノ字宇都口	
6	後ヶ谷配水池	後ヶ谷水源地(滅菌室内)	霧島市横川町下ノ字後ヶ谷	

【牧園地区】

	検査対象配水池名	採　水　地　点	採　水　地　点　住　所	備　考
1	高千穂第1配水池	霧島国民休養地敷地内	霧島市牧園町高千穂字出口	
2	中津川配水池	大和ハウス工業事務所	霧島市牧園町下中津川字瀧ノ下	
3	寺原配水池	健崎公民館	霧島市牧園町上中津川字健崎前	
4	麓配水池	中福良公民館	霧島市牧園町三体堂字中川原	
5	万膳第2配水池	下万膳公民館	霧島市牧園町万膳字中園	
6	三体配水池	宇都口公民館	霧島市牧園町三体堂字小床	
7	大霧配水池	大霧墓地	霧島市牧園町万膳字観音街道	

【霧島地区】

	検査対象配水池名	採　水　地　点	採　水　地　点　住　所	備　考
1	永水配水池	国分重久字須川原地内民家	霧島市国分重久字須川原	
2	北永野田配水池	霧島永水地内宅地	霧島市霧島永水字峠	
3	横岳配水池	霧島田口地内宅地	霧島市霧島田口字泉水	
4	上部配水池	霧島市立霧島小学校	霧島市霧島田口字高千穂	
5	中部配水池	霧島学校給食センター	霧島市霧島田口字山之上	
6	下部配水池	霧島市立大田小学校	霧島市霧島田口字半田ヶ原	
7	みやま滅菌室	みやま荘	霧島市霧島田口字霧島山	休止
8	神宮台配水池	神宮台別荘地内宅地	霧島市霧島田口字霧島山	
9	永池分水槽	都城市吉之元地内宅地	宮崎県都城市吉之元町字荒龍	
10	霧島配水池	霧島田口地内宅地	霧島市霧島田口字東多羅	
11	霧島ハイツ配水池	霧島ハイツ配水管外水栓	霧島市霧島田口字霧島山	

【福山地区】

	検査対象配水池名	採　水　地　点	採　水　地　点　住　所	備　考
1	牧之原第1配水池	福山町活性化センター	霧島市福山町福山字中柚木	
2	池之谷配水池	池之谷水源地内	霧島市福山町福沢字馬木屋岡	
3	福地配水池	福地消防団詰所	霧島市福山町福地字南吹段	
4	川路原配水池	川路原公民館	霧島市福山町福沢字川路原	
5	牧野配水池	立元公民館	霧島市福山町佳例川字立元	
6	比曽木野配水池	十文字ヶ丘公園	霧島市福山町佳例川字和田前	

【国分地区】

	検査対象配水池名	採　水　地　点	採　水　地　点　住　所	備　考
1	木原配水池	木原小中学校	霧島市国分郡田字木原	

5. 水質検査項目、検査頻度

(1)水質検査項目

水質基準項目は全項目検査します。色・濁り並びに消毒の残留塩素に関する検査も法令どおり行います。さらに、水質基準項目以外で一般に関心の高い病原性微生物(クリプトスポリジウム等)及び糞便汚染の指標菌についても検査を行います。

(2)検査頻度

ア　水質基準項目

水質基準項目の検査は、従来、全国一律に義務づけられていましたが、過去の検査結果に応じて検査頻度を省略することができることになりました。

本市は、法令で定められた頻度(原則3ヶ月に1回)を基本とし、その他特に水質管理上注意すべき項目を考慮し、以下の方針に基づき、検査頻度を決定することとします。なお、法令では検査頻度を省略する要件として過去3年間の検査結果によることとなっております。本市では令和元年度～令和3年までの3年間の水質データを項目ごとに整理し、検査頻度を求めました。

表4　省略可能項目

番号	定期検査頻度	番号	定期検査頻度
3	カドミウム及びその化合物	19	トリクロロエチレン
4	水銀及びその化合物	20	ベンゼン
5	セレン及びその化合物	32	亜鉛及びその化合物
6	鉛及びその化合物	33	アルミニウム及びその化合物
7	ヒ素及びその化合物	34	鉄及びその化合物
8	六価クロム化合物	35	銅及びその化合物
9	亜硝酸態窒素	36	ナトリウム及びその化合物
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	37	マンガン及びその化合物
12	フッ素及びその化合物	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
13	ホウ素及びその化合物	40	蒸発残留物
14	四塩化炭素	41	陰イオン界面活性剤
15	1，4－ジオキサン	42	ジェオスミン
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	43	2－メチルイソボルネオール
17	ジクロロメタン	44	非イオン界面活性剤
18	テトラクロロエチレン	45	フェノール類

(a)　表4において過去の検査結果が基準値の10分の1以下である項目については、本市水源に水または汚染物質を排出する施設の設置がない状況から原水の水質が大きく変わるおそれが少ない(過去3年間において水源の種別、取水地点または浄水方法を変更した場合を除く)ため3年に1回以上の検査頻度に省略できますが、安全な水質管理に万全を期すため1年に1回以上の検査とします。

(b)　表4において過去の検査結果が基準値の5分の1以下である項目については、1年に1回以上の検査とします。

また、基準値の5分の1以下でない項目については、3ヶ月に1回以上の検査を行います。

(c)　非イオン界面活性剤については、水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ、検査を1年に1回以上に省略とします。

＊　硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能項目に入っていますが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、鹿児島県生活衛生課の指導により、全水源において3ヶ月に1回以上検査を行います。

(d)　省略不可能項目

一般細菌、大腸菌（省略不可能）は月１回検査を行い、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度（特定の条件により省略可能＝自動連続測定・記録をしている場合年4回以上まで頻度を減じることができる。）はこれまでの水質管理の状況から省略不可能項目（表5）と判断し月１回検査を行います。

シアン化物イオン及び塩化シアン・塩素酸（表6）などの項目は3ヶ月に1回検査を行います。

表5　1ヶ月に1回検査を行う項目（省略不可能項目）

番号	定期検査項目
1	一般細菌
2	大腸菌
38	塩化物イオン
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）
47	pH値
48	味
49	臭気
50	色度
51	濁度

表6　3ヶ月に1回検査を行う項目（省略不可能項目）

番号	定期検査項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン
21	塩素酸
22	クロロ酢酸
23	クロロホルム
24	ジクロロ酢酸
25	ジブロモクロロメタン
26	臭素酸
27	総トリハロメタン
28	トリクロロ酢酸
29	ブロモジクロロメタン
30	ブロモホルム
31	ホルムアルデヒド

(e)　カビ臭（42．ジェオスミン、43．２－メチルイソボルネオール）

この項目については、地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、安全な水質管理を行うため１年に1回の検査とします。

イ　毎日検査

色・濁りは目視により異常がないことを確認し、消毒の残留効果は残留塩素濃度を測定することにより確認します。この検査は各配水系統の管末水で毎日測定を行います。

ウ　原水水質検査

原水での糞便汚染の指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）検査は毎月行います。ただし、毎月の指標菌検査で過去に指標菌が検出されていない水源については、3ヶ月に1回の検査とします。

39項目（一般細菌、大腸菌、カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素、ホウ素、四塩化炭素、1，4－ジオキサン、シス－1，2ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2-メチルイソボルオネール、非イオン界面活性剤、フェノール類、有機物（TOC）、pH値、臭気、色度、濁度）については年1回検査を行います。

また、クリプトスポリジウム等の検査については、基本的に1年に1回行いますが、毎月の指標菌検査で過去に指標菌が検出された水源については、3ヶ月に1回の検査とします。

エ　水質管理目標設定27項目

水道事業区域において、水質監視として年1回検査を行います。農薬類の項目は霧島市で多く使用されている農薬（メフェナセット、エトフェンプロックス、プロベナゾール、ダイムロン、ベンタゾン）について検査を行います。なお、二酸化塩素は二酸化塩素を消毒剤として使用する場合に検査すべき項目であり、本市では消毒剤として使用していないため検査を省略します。また、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）については、使用状況等を調査して検討いたします。

表7　水質管理目標設定項目と目標値（27項目）

項　目	目標値	項　目	目標値
アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下
ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下（暫定）	遊離炭酸	20mg/L以下
ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下
トルエン	0.4mg/L以下	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下
フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08mg/L以下	臭気強度（TON）	3以下
亜塩素酸	0.6mg/L以下	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下
二酸化塩素	0.6mg/L以下	濁度	1度以下
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下（暫定）	pH値	7.5程度
抱水クロラール	0.02mg/L以下（暫定）	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける
農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下（暫定）
残留塩素	1mg/L以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L以上100mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の量の和として0.00005mg/L以下（暫定）		

6. 臨時の水質検査

（1）以下のような場合には、臨時の水質検査を緊急に行います。

・水源の水質が著しく悪化したとき。
・水源に異常があったとき。
・水源付近、給水区域及び周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
・浄水過程に異常があったとき。
・水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
・その他特に必要があると認められるとき。

（2）臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、給水栓での安全性が確認されるまで行います。

7. 水質検査の方法

水質検査を行う試料の採水については水道職員にて行い、水道工務課に収集後、採水当日に検査機関に回収、検査を依頼します。検査機関については、令和4年度始めに厚生労働大臣の登録を受けた検査機関から選定します。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は事業年度毎に策定し、事前に公表します。その計画に基づいて水質検査を行い、検査結果を霧島市ホームページで公表します。公表内容に対するお客様のご意見をもとに、水質検査計画の見直しを行います。

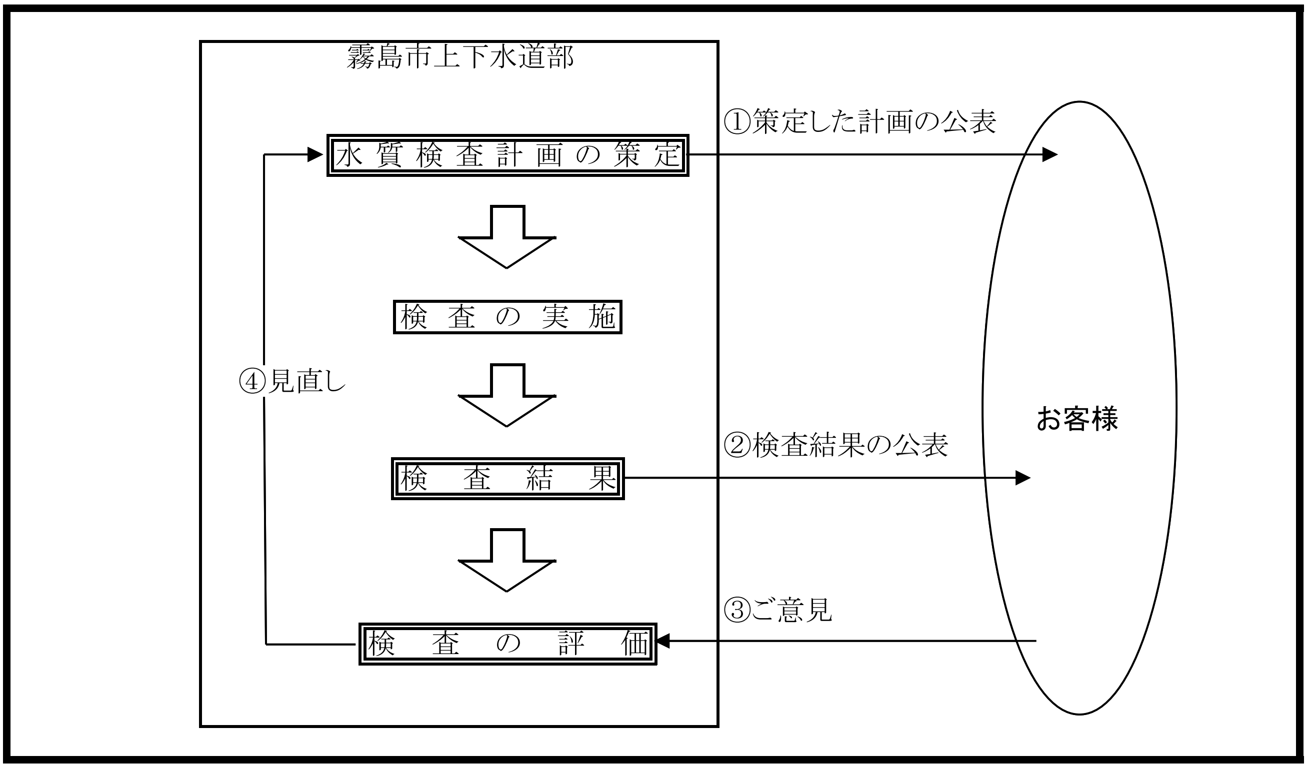

水質検査計画策定の概念図

9. 関係者との連携

水源での水質汚染事故が発生し、取水停止に陥る事態となったときや、水道水が原因で水質事故が発生したときは、速やかに厚生労働省水道課、鹿児島県生活衛生課及び保健所に連絡し、検査機関と連携を密にして現場調査及び水質検査を行い対応していきます。

10　令和４年度原水水質検査計画

○＝指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）
△＝全項目検査（原水水質検査　39項目）
◎＝クリプトスポリジウム等　　　※指標菌検出による検査（3ヶ月1回）

事業名	給水区域	水源名	水源の種類	レベル	施設整備	検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査/年
霧島市水道事業	国分地区	宮迫水源	深層地下水	レベル1	－	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査				△									1回
						クリプトスポリジウム等							◎						1回
		茅落水源	湧水	レベル3	－	指標菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
						全項目検査				△									1回
						クリプトスポリジウム等	◎			◎			◎			◎			4回
		台明寺水源	湧水	レベル2	－	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査				△									1回
						クリプトスポリジウム等							◎						1回
		篠ヶ迫第1水源	深層地下水	レベル3	－	指標菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
						全項目検査				△									1回
						クリプトスポリジウム等	◎			◎			◎			◎			4回
		敷根水源	深層地下水	レベル1	－	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査				△									1回
						クリプトスポリジウム等							◎						1回
		上井第1水源	深層地下水	レベル1	－	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査				△									1回
						クリプトスポリジウム等							◎						1回
		上井第2水源	深層地下水	レベル1	－	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査				△									1回
						クリプトスポリジウム等							◎						1回
		川原第1水源	深層地下水	レベル1	－	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査				△									1回
						クリプトスポリジウム等							◎						1回
		川原第2水源	深層地下水	レベル1	－	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査				△									1回
						クリプトスポリジウム等							◎						1回
		芦谷水源	深層地下水	レベル1	－	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査				△									1回
						クリプトスポリジウム等							◎						1回
		上野原水源（第1井戸）	深層地下水	レベル1	－	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査				△									1回
						クリプトスポリジウム等	◎												1回
		上野原水源（第2井戸）	深層地下水	レベル1	－	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査				△									1回
						クリプトスポリジウム等	◎												1回
	隼人地区	西光寺第3水源	湧水	レベル3	－	指標菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
						全項目検査			△										1回
						クリプトスポリジウム等	◎			◎			◎			◎			4回
		奥新川第1水源	湧水	レベル2	－	指標菌			○			○			○			○	4回
						全項目検査			△										1回
						クリプトスポリジウム等						◎							1回
		奥新川第3水源	湧水	レベル2	－	指標菌			○			○			○			○	4回
						全項目検査			△										1回
						クリプトスポリジウム等						◎							1回
		奥新川第4水源	湧水	レベル2	－	指標菌			○			○			○			○	4回
						全項目検査			△										1回
						クリプトスポリジウム等						◎							1回
	溝辺地区	第2水源	湧水	レベル3	－	指標菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
						全項目検査			△										1回
						クリプトスポリジウム等	◎			◎			◎			◎			4回
		第3水源	深層地下水	レベル1	－	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査			△										1回
						クリプトスポリジウム等	◎												1回

事業名	給水区域	水源名	水源の種類	レベル	施設整備	検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査/年
霧島市水道事業	福山地区	中崎水源	深層地下水	レベル1	—	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査				△									1回
						クリプトスポリジウム等	◎												1回
	牧園地区	妙見・安楽水源	湧水	レベル3	—	指標菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
						全項目検査							△						1回
						クリプトスポリジウム等	◎			◎			◎			◎			4回
横川地区簡易水道	横川地区	下尾田水源	湧水	レベル2	—	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査	△												1回
						クリプトスポリジウム等				◎									1回
		稲牟礼水源	深層地下水	レベル1	—	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査	△												1回
						クリプトスポリジウム等				◎									1回
		正牟田水源	深層地下水	レベル1	—	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査	△												1回
						クリプトスポリジウム等				◎									1回
		馬渡水源	深層地下水	レベル1	—	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査	△												1回
						クリプトスポリジウム等				◎									1回
		柿木水源	深層地下水	レベル1	—	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査	△												1回
						クリプトスポリジウム等				◎									1回
		後ヶ谷水源	深層地下水	レベル1	—	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査	△												1回
						クリプトスポリジウム等				◎									1回
牧園東部地区簡易水道	牧園東部地区(高千穂・手洗・寺原・中津川・大霧)	高千穂第1水源	湧水	レベル2	—	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査							△						1回
						クリプトスポリジウム等				◎									1回
		手洗水源	湧水	レベル3	—	指標菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
						全項目検査							△						1回
						クリプトスポリジウム等	◎			◎			◎			◎			4回
		高千穂第3水源	湧水	レベル3	—	指標菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
						全項目検査							△						1回
						クリプトスポリジウム等	◎			◎			◎			◎			4回
		寺原第1水源	湧水	レベル3	—	指標菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
						全項目検査							△						1回
						クリプトスポリジウム等	◎			◎			◎			◎			4回
		寺原第2水源	深層地下水	レベル1	—	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査							△						1回
						クリプトスポリジウム等				◎									1回
		大霧水源	湧水	レベル2	—	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査							△						1回
						クリプトスポリジウム等				◎									1回

事業名	給水区域	水源名	水源の種類	レベル	施設整備	原水水質検査	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査/年
牧園西部地区簡易水道	牧園西部地区（麓・万膳・三体・浅谷・宇都口）	麓第1水源（休止）	湧水	レベル2	―	指標菌							○						1回
						全項目検査							△						1回
						クリプトスポリジウム等							◎						1回
		麓第2水源	湧水	レベル2	―	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査							△						1回
						クリプトスポリジウム等				◎									1回
		万膳水源	湧水	レベル3	―	指標菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
						全項目検査							△						1回
						クリプトスポリジウム等	◎			◎			◎			◎			4回
		三体・浅谷水源	湧水	レベル3	―	指標菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
						全項目検査							△						1回
						クリプトスポリジウム等	◎			◎			◎			◎			4回
霧島地区簡易水道	霧島地区	永水第1水源	深層地下水	レベル1	―	指標菌			○			○			○			○	4回
						全項目検査						△							1回
						クリプトスポリジウム等									◎				1回
		永水第2水源	深層地下水	レベル1	―	指標菌			○			○			○			○	4回
						全項目検査						△							1回
						クリプトスポリジウム等									◎				1回
		北永野田水源	深層地下水	レベル1	―	指標菌			○			○			○			○	4回
						全項目検査						△							1回
						クリプトスポリジウム等									◎				1回
		千滝水源	湧水	レベル2	―	指標菌			○			○			○			○	4回
						全項目検査						△							1回
						クリプトスポリジウム等									◎				1回
		上部水源	湧水	レベル2	―	指標菌			○			○			○			○	4回
						全項目検査						△							1回
						クリプトスポリジウム等									◎				1回
		中部水源	湧水	レベル3	―	指標菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
						全項目検査						△							1回
						クリプトスポリジウム等	◎			◎			◎			◎			4回
		下部水源	浅層地下水	レベル2	―	指標菌			○			○			○			○	4回
						全項目検査						△							1回
						クリプトスポリジウム等									◎				1回
		みやま水源	湧水	レベル2	―	指標菌			○			○			○			○	4回
						全項目検査						△							1回
						クリプトスポリジウム等									◎				1回
		神宮台水源	湧水	レベル3	―	指標菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
						全項目検査						△							1回
						クリプトスポリジウム等	◎			◎			◎			◎			4回
		永池水源	湧水	レベル3	―	指標菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
						全項目検査						△							1回
						クリプトスポリジウム等	◎			◎			◎			◎			4回

事業名	給水区域	水源名	水源の種類	レベル	施設整備	原水水質検査	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査/年
牧之原地区簡易水道	牧之原地区	牧之原第1水源	湧水	レベル3	—	指標菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
						全項目検査				△									1回
						クリプトスポリジウム等	◎			◎			◎			◎			4回
		牧之原第2水源	浅層地下水	レベル3	—	指標菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
						全項目検査				△									1回
						クリプトスポリジウム等	◎			◎			◎			◎			4回
		牧之原第3水源	深層地下水	レベル1	—	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査				△									1回
						クリプトスポリジウム等							◎						1回
		池之谷水源	深層地下水	レベル1	—	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査				△									1回
						クリプトスポリジウム等							◎						1回
		福地水源	深層地下水	レベル3	—	指標菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
						全項目検査				△									1回
						クリプトスポリジウム等	◎			◎			◎			◎			4回
		川路原水源	湧水	レベル3	—	指標菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
						全項目検査				△									1回
						クリプトスポリジウム等	◎			◎			◎			◎			4回
		牧野水源	深層地下水	レベル3	—	指標菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
						全項目検査				△									1回
						クリプトスポリジウム等	◎			◎			◎			◎			4回
		比曽木野水源	湧水	レベル3	紫外線照射設置済	指標菌							○						1回
						全項目検査				△									1回
						クリプトスポリジウム等							◎						1回
木原地区簡易水道	木原地区	田代水源	湧水	レベル2	—	指標菌	○			○			○			○			4回
						全項目検査				△									1回
						クリプトスポリジウム等	◎												1回

クリプトスポリジウム等の汚染のおそれの判断

レベル	指標菌	水　源　種　別	汚 染 の お そ れ	備　考
レベル4	検出	表流水（河川水、湖沼水、ダム水）	汚染のおそれが高い	
レベル3		地下水（伏流水、湧水、浅井戸、深井戸）	汚染のおそれがある	
レベル2	不検出	被圧地下水以外	当面、汚染の可能性が低い	
レベル1		被圧地下水のみ（主に深井戸）	汚染の可能性が低い	

※クリプトスポリジウム等とは、通常の塩素消毒で死滅しない耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム及びジアルジアのことをいいます。

11　　令和４年度浄水水質検査計画及び
令和元年度～令和３年水質検査結果

国分地区重久配水池系

No	検　査　項　目	単　位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	54	18	2	100以下		54	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	5.2	5.0	4.5	10 以下	2.0 以下	5.2		○			○			○			○				注2
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.07	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.07		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	11.9	11.7	10.9	200 以下	40.0 以下	11.9		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	6.9	6.9	6.7	200 以下		6.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	47	48	44	300 以下	60 以下	48		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	177	190	199	500 以下	100 以下	199		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.8	7.9	7.6	5.8 ～ 8.6		7.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検査項目	単位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	2	0	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.4	2.5	2.7	10 以下	2.0 以下	2.7		○			○			○			○				注2
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.07	0.6 以下		0.07		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.1 以下		0.001		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.09 以下		0.001		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	13.7	13.4	13.2	200 以下	40.0 以下	13.7		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	9.2	9.2	9.4	200 以下		9.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	51	53	53	300 以下	60 以下	53		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	155	164	174	500 以下	100 以下	174		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.6	7.7	7.6	5.8 ～ 8.6		7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.6	5度 以下		0.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」,「 No.3～No.46[mg/L]」,「 No.50～No.51[度]」,「 No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目（月1回）（黄色）
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素（青色）
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）（橙色）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

国分地区台明寺配水池系

No	検査項目	単位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	2	0	4	100以下		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	3.3	3.4	3.4	10 以下	2.0 以下	3.4		○			○			○			○				注2
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	11.5	10.8	10.8	200 以下	40.0 以下	11.5		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	5.3	5.4	5.3	200 以下		5.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	41	39	40	300 以下	60 以下	41		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	158	155	177	500 以下	100 以下	177		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.2	7.2	7.1	5.8 ～ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.4	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）
上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。
注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検　査　項　目	単　位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.5	0.5	0.5	10 以下	2.0 以下	0.5		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.16	0.19	0.23	0.8 以下	0.16 以下	0.23		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○												年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.15	0.12	0.07	0.6 以下		0.15		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	14.7	14.0	14.4	200 以下	40.0 以下	14.7		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	5.3	5.3	5.1	200 以下		5.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	38	37	37	300 以下	60 以下	38		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	130	138	152	500 以下	100 以下	152		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.6	7.7	7.6	5.8 ～ 8.6		7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	25	9	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」,「 No.3～No.46[mg/L]」,「 No.50～No.51[度]」,「 No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目（月1回）（黄色）
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素（青色）
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）（橙色）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、
　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

国分地区上井配水池系

No	検査項目	単位	令和元年(平成31年)	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	16	0	100以下		16	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		〇											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		〇													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		〇													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		〇													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.01 以下	0.002 以下	0.003		〇			〇			〇			〇			3月1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		〇			〇			〇			〇			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		〇												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		〇			〇			〇			〇		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1	0.1 未満	0.1 未満	10 以下	2.0 以下	0.1		〇			〇			〇			〇				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.22	0.26	0.27	0.8 以下	0.16 以下	0.27		〇			〇			〇			〇		3月1回(特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		〇												年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		〇													
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		〇													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		〇													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		〇													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		〇													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		〇													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		〇													
21	塩素酸	mg/L	0.09	0.07	0.14	0.6 以下		0.14		〇			〇			〇			〇		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		〇			〇			〇			〇				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		〇			〇			〇			〇				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		〇			〇			〇			〇				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		〇			〇			〇			〇				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		〇			〇			〇			〇				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		〇			〇			〇			〇				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		〇			〇			〇			〇				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		〇			〇			〇			〇				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		〇			〇			〇			〇				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		〇			〇			〇			〇				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		〇											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		〇													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		〇													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		〇													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	22.6	21.8	21.9	200 以下	40.0 以下	22.6		〇													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		〇													
38	塩化物イオン	mg/L	5.3	4.7	4.7	200 以下		5.3	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	40	38	38	300 以下	60 以下	40		〇											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	143	147	164	500 以下	100 以下	164		〇			〇			〇			〇			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		〇												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		〇													注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		〇													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		〇													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		〇													注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		8.2	8.2	8.2	5.8 ～ 8.6		8.2	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
50	色度	度	0.5 未満	0.6	2.2	5度 以下		2.2	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2	0.9	2度 以下		0.9	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
								項目数	9	51	9	9	26	9	9	26	9	9	26	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3〜No.46[mg/L]」,「No.50〜No.51[度]」,「No.2及びNo.47〜No.49[単位なし]」

省略不可9項目(月1回)
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、
過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6)令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。
注7)過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

国分地区西堅馬場配水池系（※ 休止中）

No	検　査　項　目	単 位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	1	***	100以下		1													月1回	月1回	＊令和3年7月より休止中
2	大腸菌		検出されない	検出されない	***	検出されないこと		検出されない															
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	*** 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満													3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	*** 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	*** 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	*** 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	***	0.01 以下	0.002 以下	0.003														3月1回	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	*** 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満														3月1回	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	*** 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満														年1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	*** 未満	0.01 以下		0.001 未満													3月1回	3月1回	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2	0.2	***	10 以下	2.0 以下	0.2															
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.13	0.16	***	0.8 以下	0.16 以下	0.16													3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	*** 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	*** 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満															
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	*** 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満															
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	*** 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	*** 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	*** 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	*** 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	*** 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満															
21	塩素酸	mg/L	0.07	0.06 未満	*** 未満	0.6 以下		0.07													3月1回	3月1回	
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	*** 未満	0.02 以下		0.002 未満															
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	*** 未満	0.06 以下		0.001 未満															
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	*** 未満	0.03 以下		0.003 未満															
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001	0.001	***	0.1 以下		0.001															
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001	*** 未満	0.01 以下		0.001															
27	総トリハロメタン	mg/L	0.002	0.003	***	0.1 以下		0.003															
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	*** 未満	0.03 以下		0.003 未満															
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	*** 未満	0.03 以下		0.001 未満															
30	ブロモホルム	mg/L	0.002	0.002	***	0.09 以下		0.002															
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	*** 未満	0.08 以下		0.008 未満															
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	*** 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満													3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	*** 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	*** 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	*** 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	23.1	22.8	***	200 以下	40.0 以下	23.1															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	*** 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満															
38	塩化物イオン	mg/L	18.4	18.9	***	200 以下		18.9													月1回	月1回	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	41	42	***	300 以下	60 以下	42													3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	
40	蒸発残留物	mg/L	165	163	***	500 以下	100 以下	165														3月1回	
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	*** 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満														年1回	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	*** 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満															
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	*** 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	*** 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	*** 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満															
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	*** 未満	3.0 以下		0.3 未満													月1回	月1回	
47	pH値		7.9	8.0	***	5.8 ～ 8.6		8.0															
48	味		異常なし	異常なし	***	異常でないこと		異常なし															
49	臭気		異常なし	異常なし	***	異常でないこと		異常なし															
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	***	5度 以下		0.5															
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	***	2度 以下		0.2															
								項目数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目（月1回）
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、
過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。

注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

国分地区上野原配水池系

No	検査項目	単位	令和元年(平成31年)	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.0	2.0	2.1	10 以下	2.0 以下	2.1		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.09	0.6 以下		0.09		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.07	0.03 未満	0.06	0.3 以下	0.06 以下	0.07		○			○			○			○			3月1回	注2
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○												年1回	年1回
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	11.2	11.0	10.6	200 以下	40.0 以下	11.2		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.003	0.003	0.05 以下	0.010 以下	0.003		○													
38	塩化物イオン	mg/L	8.2	8.3	8.5	200 以下		8.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	39	42	40	300 以下	60 以下	42		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	169	169	186	500 以下	100 以下	186		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.3	7.4	7.3	5.8 ～ 8.6		7.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5	5度 以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.3	2度 以下		0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	25	9	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6)令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7)過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

国分地区芦谷配水池系

No	検査項目	単位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	10	0	100以下		10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.9	2.1	1.8	10 以下	2.0 以下	2.1		○			○			○			○				注2
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.6	9.2	9.1	200 以下	40.0 以下	9.6		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	6.4	6.6	6.3	200 以下		6.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	32	32	32	300 以下	60 以下	32		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	150	156	163	500 以下	100 以下	163		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3	0.3 未満	3.0 以下		0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.3	7.3	7.4	5.8 ～ 8.6		7.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目（月1回）
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。

注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

国分地区春山高架水槽系

No	検　査　項　目	単　位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	3	0	0	100以下		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.8	0.8	1.0	10 以下	2.0 以下	1.0		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.09	0.08	0.1	0.6 以下		0.1		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.4	9.2	9.9	200 以下	40.0 以下	9.9		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	5.3	5.4	5.6	200 以下		5.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	27	30	37	300 以下	60 以下	37		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	134	145	155	500 以下	100 以下	155		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.5	7.5	7.5	5.8 ～ 8.6		7.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」,「 No.3～No.46[mg/L]」,「 No.50～No.51[度]」,「 No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目（月1回）
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、
　　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

隼人地区木之房配水池系

No	検査項目	単位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	3	0	0	100以下		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.7	1.7	10 以下	2.0 以下	1.8		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06	0.07	0.07	0.6 以下		0.07		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.1	8.5	8.5	200 以下	40.0 以下	9.1		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	5.0	5.0	4.9	200 以下		5.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	30	30	29	300 以下	60 以下	30		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	137	134	151	500 以下	100 以下	151		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.1	7.2	7.2	5.8 ～ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.7	0.6	5度 以下		0.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.4	0.3	2度 以下		0.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）
上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。
注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、
過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検　査　項　目	単　位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	5	1	1	100以下		5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	5.6	5.5	5.8	10 以下	2.0 以下	5.8		○			○			○			○				注2
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001	0.001 未満	0.002	0.01 以下		0.002		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.3	11.7	11.6	200 以下	40.0 以下	12.3		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	6.7	7.0	7.1	200 以下		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	61	61	61	300 以下	60 以下	61		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	193	193	229	500 以下	100 以下	229		○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.8	7.1	6.9	5.8 ～ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.5	1.0	2度 以下		1.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	25	9	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」，「No.3～No.46[mg/L]」，「No.50～No.51[度]」，「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

（黄色）省略不可9項目（月1回）
（水色）省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
（橙色）過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、
過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

隼人地区妙見配水池系

No	検査項目	単位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	2	4	6	100以下		6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.7	1.7	10 以下	2.0 以下	1.8		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.14	0.17	0.17	0.6 以下		0.17		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.1 以下		0.001		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.1 以下		0.001		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.02	0.01	0.01	1.0 以下	0.20 以下	0.02		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.0	8.6	8.5	200 以下	40.0 以下	9.0		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	5.0	5.4	5.0	200 以下		5.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	31	31	31	300 以下	60 以下	31		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	146	136	144	500 以下	100 以下	146		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.2	7.2	7.3	5.8 〜 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3〜No.46[mg/L]」,「No.50〜No.51[度]」,「No.2及びNo.47〜No.49[単位なし]」

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）
上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

隼人地区松永配水池系

No	検　査　項　目	単　位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	5	0	100以下		5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.7	1.7	10 以下	2.0 以下	1.8		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06	0.06 未満	0.06	0.6 以下		0.06		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.0	8.5	8.4	200 以下	40.0 以下	9.0		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	5.1	5.0	4.8	200 以下		5.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	30	29	29	300 以下	60 以下	30		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	143	147	155	500 以下	100 以下	155		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.3	7.4	7.3	5.8 ～ 8.6		7.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.3	0.5	0.3	2度 以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

省略不可9項目（月1回）

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。

注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

隼人地区上野第1配水池系

No	検　査　項　目	単　位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	1	0	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.7	1.7	10 以下	2.0 以下	1.8		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.08	0.08	0.08	0.6 以下		0.08		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.06 以下		0.001		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.1 以下		0.001		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.1	8.5	8.5	200 以下	40.0 以下	9.1		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	5.1	5.1	5.0	200 以下		5.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	31	30	29	300 以下	60 以下	31		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	137	135	153	500 以下	100 以下	153		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.4	7.4	7.3	5.8 〜 8.6		7.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3〜No.46[mg/L]」,「No.50〜No.51[度]」,「No.2及びNo.47〜No.49[単位なし]」

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）
上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検　査　項　目	単　位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	2	0	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.8	1.7	10 以下	2.0 以下	1.8		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.07	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.07		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.9	8.5	8.4	200 以下	40.0 以下	8.9		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	5.0	5.1	4.8	200 以下		5.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	31	30	30	300 以下	60 以下	31		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	139	139	161	500 以下	100 以下	161		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.4	7.4	7.3	5.8 ～ 8.6		7.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目（月1回）
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

溝辺地区高区配水池系

No	検　査　項　目	単　位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	2	0	6	100以下		6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.8	2.8	3.1	10 以下	2.0 以下	3.1		○			○			○			○				注2
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01	1.0 以下	0.20 以下	0.01		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.9	9.6	9.8	200 以下	40.0 以下	9.9		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	6.9	7.0	7.0	200 以下		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	39	39	40	300 以下	60 以下	40		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	138	152	159	500 以下	100 以下	159		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.9	7.1	7.1	5.8 ～ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）
上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。
注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、
過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

溝辺地区低区配水池系

No	検査項目	単位	令和元年(平成31年)	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	1	1	0	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.8	2.8	3.1	10 以下	2.0 以下	3.1		○			○			○			○				注2
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01	0.01	1.0 以下	0.20 以下	0.01		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	10.2	9.6	9.8	200 以下	40.0 以下	10.2		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	7.0	7.0	7.0	200 以下		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	40	39	40	300 以下	60 以下	40		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	142	147	154	500 以下	100 以下	154		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.0	7.1	7.1	5.8 〜 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3〜No.46[mg/L]」,「No.50〜No.51[度]」,「No.2及びNo.47〜No.49[単位なし]」

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6)令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7)過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

福山地区中崎配水池系

No	検査項目	単位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	2	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	10 以下	2.0 以下	0.1 未満		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.21	0.21	0.21	0.6 以下		0.21		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.06	0.04	0.04	0.3 以下	0.06 以下	0.06		○			○			○			○			3月1回	注2
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○												年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.6	7.6	7.5	200 以下	40.0 以下	7.6		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.054	0.033	0.0300	0.05 以下	0.010 以下	0.054		○			○			○			○			3月1回	注2
38	塩化物イオン	mg/L	7.4	7.9	7.7	200 以下		7.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	83	84	84	300 以下	60 以下	84		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	148	158	149	500 以下	100 以下	158		○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		8.1	8.2	8.2	5.8 ～ 8.6		8.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	2.6	2.0	1.7	5度 以下		2.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.6	0.4	0.3	2度 以下		0.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	27	9	9	27	9	9	27	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

省略不可9項目（月1回）

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。

注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検　査　項　目	単　位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	1	10	0	100以下		10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.7	1.6	1.6	10 以下	2.0 以下	1.7		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.11	0.14	0.12	0.8 以下	0.16 以下	0.14		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.08	0.06 未満	0.07	0.6 以下		0.08		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	14.5	14.0	14.7	200 以下	40.0 以下	14.7		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	7.0	7.2	7.3	200 以下	40	7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	45	45	46	300 以下	60 以下	46		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	152	156	159	500 以下	100 以下	159		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.6	7.7	7.7	5.8 ～ 8.6		7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3〜No.46[mg/L]」,「No.50〜No.51[度]」,「No.2及びNo.47〜No.49[単位なし]」

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、
　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

牧園地区妙見・安楽配水池系

No	検査項目	単位	令和元年(平成31年)	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	1	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.01 以下	0.002 以下	0.003		○			○			○			○			3月1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.1	1.1	1.1	10 以下	2.0 以下	1.1		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.08	0.06 未満	0.06	0.6 以下		0.08		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.1 以下		0.001		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.1 以下		0.001		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.03	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.03		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.02	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.02		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.2	8.9	8.7	200 以下	40.0 以下	9.2		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	4.3	4.4	4.2	200 以下		4.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	26	28	28	300 以下	60 以下	28		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	147	145	144	500 以下	100 以下	147		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.5	7.4	7.5	5.8 ～ 8.6		7.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	25	9	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」，「No.3～No.46[mg/L]」，「No.50～No.51[度]」，「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目（月1回）
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。

注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

横川地区中央配水池系

No	検査項目	単位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	2	0	0	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.1	1.1	1.1	10 以下	2.0 以下	1.1		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.9	7.7	7.7	200 以下	40.0 以下	7.9		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	4.8	4.8	4.7	200 以下		4.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	27	28	28	300 以下	60 以下	28		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	121	129	152	500 以下	100 以下	152		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.9	7.0	6.9	5.8 ～ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目（月1回）
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。

注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検　査　項　目	単　位	令和元年(平成31年)	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	4.3	5.4	5.1	10 以下	2.0 以下	5.4		○			○			○			○				注2
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.07	0.07	0.6 以下		0.07		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.1 以下		0.001		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.09 以下		0.001		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.03	0.02	1.0 以下	0.20 以下	0.03		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.9	8.7	8.7	200 以下	40.0 以下	8.9		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	7.3	8.5	8.2	200 以下		8.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	39	40	41	300 以下	60 以下	41		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	160	171	189	500 以下	100 以下	189		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.9	7.1	7.0	5.8 ～ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.6	0.6	5度 以下		0.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6)令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7)過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

横川地区正牟田配水池系

No	検　査　項　目	単　位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	1	0	0	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.9	1.0	0.9	10 以下	2.0 以下	1.0		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.11	0.17	0.19	0.6 以下		0.19		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.03	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.03		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.9	6.8	6.8	200 以下	40.0 以下	6.9		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	4.6	4.7	4.8	200 以下		4.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	29	30	30	300 以下	60 以下	30		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	104	113	117	500 以下	100 以下	117		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.2	7.2	7.3	5.8 ～ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.5	0.2 未満	2度 以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目（月1回）
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、
過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。

注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

横川地区馬渡配水池系

No	検　査　項　目	単　位	令和元年(平成31年)	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	2	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.3	1.3	1.3	10 以下	2.0 以下	1.3		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.11	0.19	0.19	0.6 以下		0.19		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.5	8.5	8.2	200 以下	40.0 以下	8.5		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	5.3	5.6	5.4	200 以下		5.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	26	27	27	300 以下	60 以下	27		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	118	122	130	500 以下	100 以下	130		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.9	7.1	6.9	5.8 ～ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」,「 No.3〜No.46[mg/L]」,「 No.50〜No.51[度]」,「 No.2及びNo.47〜No.49[単位なし]」

省略不可9項目（月1回）

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。

注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

横川地区柿木配水池系

No	検査項目	単位	令和元年(平成31年)	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	2	3	0	100以下		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.1	2.2	2.2	10 以下	2.0 以下	2.2		○			○			○			○				注2
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.10	0.07	0.6 以下		0.10		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.02	0.03	1.0 以下	0.20 以下	0.03		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01	0.06	1.0 以下	0.20 以下	0.06		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.3	8.3	8.1	200 以下	40.0 以下	8.3		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	5.4	6.8	5.3	200 以下		6.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	29	29	30	300 以下	60 以下	30		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	137	145	155	500 以下	100 以下	155		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.1	7.2	7.1	5.8 ～ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」,「 No.3～No.46[mg/L]」,「 No.50～No.51[度]」,「 No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）
上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

横川地区後ヶ谷配水池系

No	検査項目	単位	令和元年(平成31年)	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.003		○			○			○			○			3月1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.5	1.7	1.7	10 以下	2.0 以下	1.7		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001	0.001 未満	0.002	0.1 以下		0.002		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.002	0.003	0.1 以下		0.003		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.002	0.001	0.09 以下		0.002		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.02	0.02	1.0 以下	0.20 以下	0.02		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.15	0.12	0.08	0.3 以下	0.06 以下	0.15		○			○			○			○			3月1回	注2
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○												年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.8	9.5	9.1	200 以下	40.0 以下	9.8		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.002	0.001 未満	0.001	0.05 以下	0.010 以下	0.002		○													
38	塩化物イオン	mg/L	5.2	5.2	5.1	200 以下		5.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	30	30	31	300 以下	60 以下	31		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	137	141	147	500 以下	100 以下	147		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.3	7.4	7.5	5.8 〜 8.6		7.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	1.5	2.0	1.6	5度 以下		2.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.8	0.8	0.6	2度 以下		0.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	26	9	9	26	9	9	26	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3〜No.46[mg/L]」,「No.50〜No.51[度]」,「No.2及びNo.47〜No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目（月1回）
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。

注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

牧園地区高千穂第1配水池系

No	検　査　項　目	単　位	令和元年(平成31年)	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	16	0	0	100以下		16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.2	0.3	10 以下	2.0 以下	0.4		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.09	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.09		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.0	4.9	4.9	200 以下	40.0 以下	6.0		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.002	0.001	0.05 以下	0.010 以下	0.002		○													
38	塩化物イオン	mg/L	4.3	4.2	4.2	200 以下		4.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	36	27	29	300 以下	60 以下	36		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	100	81	88	500 以下	100 以下	100		○													
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.5	7.5	7.6	5.8 〜 8.6		7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.4	2度 以下		0.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	23	9	9	23	9	9	23	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3〜No.46[mg/L]」,「No.50〜No.51[度]」,「No.2及びNo.47〜No.49[単位なし]」

省略不可9項目（月1回）

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。

注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検　査　項　目	単　位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.6	0.6	10 以下	2.0 以下	0.6		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.07	0.06 未満	0.06	0.6 以下		0.07		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.0	6.8	6.9	200 以下	40.0 以下	7.0		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	4.9	4.8	4.8	200 以下		4.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	48	49	50	300 以下	60 以下	50		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	135	136	143	500 以下	100 以下	143		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.8	7.6	7.6	5.8 ～ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2	0.2 未満	2度 以下		0.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」,「 No.3～No.46[mg/L]」,「 No.50～No.51[度]」,「 No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

牧園地区寺原配水池系

No	検　査　項　目	単　位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	2	1	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.9	1.0	0.9	10 以下	2.0 以下	1.0		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.08	0.08	0.09	0.6 以下		0.09		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.1 以下		0.001		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.003	0.001	0.1 以下		0.003		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.002	0.001	0.09 以下		0.002		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.1	8.0	7.7	200 以下	40.0 以下	8.1		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	5.1	5.1	5.3	200 以下		5.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	69	72	69	300 以下	60 以下	72		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	166	159	166	500 以下	100 以下	166		○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.8	7.7	7.8	5.8 ～ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	25	9	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目（月1回）
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、
過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。

注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

牧園地区麓配水池系

No	検　査　項　目	単　位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.7	0.7	10 以下	2.0 以下	0.7		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.7	8.6	8.5	200 以下	40.0 以下	8.7		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	4.6	4.5	4.5	200 以下		4.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	34	35	33	300 以下	60 以下	35		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	149	144	154	500 以下	100 以下	154		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.1	7.1	7.1	5.8 ～ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

省略不可9項目（月1回）

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。

注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

牧園地区万膳第2配水池系

No	検査項目	単位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	1	1	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.6	0.6	10 以下	2.0 以下	0.6		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.8	4.5	4.3	200 以下	40.0 以下	4.8		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	3.7	3.7	4.1	200 以下		4.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	32	33	31	300 以下	60 以下	33		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	87	79	70	500 以下	100 以下	87		○													
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.5	7.6	7.6	5.8 ～ 8.6		7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	3.7	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		3.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	23	9	9	23	9	9	23	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）
上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。
注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

牧園地区三体配水池系

No	検　査　項　目	単　位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	2	1	1	100以下		2	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		〇											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		〇													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		〇													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		〇													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.003	0.01 以下	0.002 以下	0.003		〇			〇			〇			〇			3月1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		〇			〇			〇			〇			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		〇												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		〇			〇			〇			〇		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1	0.1	0.2	10 以下	2.0 以下	0.2		〇			〇			〇			〇				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		〇											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		〇													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		〇													
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		〇													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		〇													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		〇													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		〇													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		〇													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		〇													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満		〇			〇			〇			〇		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		〇			〇			〇			〇				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.06 以下		0.001		〇			〇			〇			〇				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		〇			〇			〇			〇				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		〇			〇			〇			〇				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		〇			〇			〇			〇				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.1 以下		0.001		〇			〇			〇			〇				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		〇			〇			〇			〇				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		〇			〇			〇			〇				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		〇			〇			〇			〇				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		〇			〇			〇			〇				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		〇											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		〇													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		〇													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		〇													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	5.1	4.8	5.1	200 以下	40.0 以下	5.1		〇													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		〇													
38	塩化物イオン	mg/L	3.1	3.2	3.2	200 以下		3.2	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	25	26	25	300 以下	60 以下	26		〇											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	87	83	72	500 以下	100 以下	87		〇													
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		〇													
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		〇													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		〇													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		〇													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		〇													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.7	7.7	7.8	5.8 ～ 8.6		7.8	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
51	濁度	度	0.2 未満	0.6	0.2	2度 以下		0.6	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目（月1回）
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、
　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

牧園地区大霧配水池系

No	検　査　項　目	単　位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	21	100以下		21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○			○			○			○			3月1回	注7
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○												年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	0.2	0.3	10 以下	2.0 以下	0.3		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.17	0.13	0.10	0.6 以下		0.17		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.5	4.3	4.2	200 以下	40.0 以下	4.5		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	4.6	4.5	4.5	200 以下		4.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	29	28	28	300 以下	60 以下	29		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	69	77	67	500 以下	100 以下	77		○													
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.2	7.2	7.2	5.8 ～ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1［/mL］」，「No.3〜No.46［mg/L］」，「No.50〜No.51［度］」，「No.2及びNo.47〜No.49［単位なし］」

省略不可9項目（月1回）

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。

注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検査項目	単位	令和元年(平成31年)	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	1	2	0	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.7	1.7	1.9	10 以下	2.0 以下	1.9		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1,4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シスー1,2ージクロロエチレン及びトランスー1,2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06	0.14	0.6 以下		0.14		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.002	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.002		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.002	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.002		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.8	8.7	8.6	200 以下	40.0 以下	8.8		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	4.4	4.6	4.4	200 以下		4.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	25	28	28	300 以下	60 以下	28		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	137	137	146	500 以下	100 以下	146		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2ーメチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.2	7.1	7.1	5.8 ～ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6)令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7)過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

霧島地区北永野田配水池系

No	検査項目	単位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	3	12	0	100以下		12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.5	1.5	1.7	10 以下	2.0 以下	1.7		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.10	0.11	0.21	0.6 以下		0.21		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.01 未満	0.01	1.0 以下	0.20 以下	0.01		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.1	7.9	7.9	200 以下	40.0 以下	8.1		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	4.2	4.3	4.3	200 以下		4.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	28	29	28	300 以下	60 以下	29		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	127	132	141	500 以下	100 以下	141		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.1	7.0	7.1	5.8 ～ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	1.4	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		1.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.7	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

霧島地区横岳配水池系

No	検　査　項　目	単 位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	1	0	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.5	0.4	0.6	10 以下	2.0 以下	0.6		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.23	0.23	0.24	0.8 以下	0.16 以下	0.24		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.4	0.4	0.5	1.0 以下	0.2 以下	0.5		○			○			○			○				
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○												年1回	注1
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.1 以下		0.001		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.1 以下		0.001		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	15.8	14.8	13.3	200 以下	40.0 以下	15.8		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	18.4	18.0	17.9	200 以下		18.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	149	148	161	300 以下	60 以下	161		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	318	307	339	500 以下	100 以下	339		○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.8	7.8	7.8	5.8 ～ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	27	9	9	27	9	9	27	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」,「 No.3～No.46[mg/L]」,「 No.50～No.51[度]」,「 No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）
上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。
注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検　査　項　目	単　位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	2	0	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.5	0.4	0.5	10 以下	2.0 以下	0.5		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.24	0.24	0.24	0.8 以下	0.16 以下	0.24		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.4	0.4	0.5	1.0 以下	0.2 以下	0.5		○			○			○			○				
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○												年1回	注1
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.004	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.004		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.003	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.003		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	15.7	15.0	13.3	200 以下	40.0 以下	15.7		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	18.2	18.1	17.8	200 以下		18.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	152	151	164	300 以下	60 以下	164		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	313	309	337	500 以下	100 以下	337		○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.8	7.7	7.8	5.8 ～ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	27	9	9	27	9	9	27	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目（月1回）（黄）
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素（青）
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）（橙）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

霧島地区中部配水池系

No	検　査　項　目	単　位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	2	0	0	100以下		2	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		〇											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		〇													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		〇													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		〇													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		〇													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		〇			〇			〇			〇			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		〇												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		〇			〇			〇			〇		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.4	0.5	10 以下	2.0 以下	0.5		〇			〇			〇			〇				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.17	0.21	0.22	0.8 以下	0.16 以下	0.22		〇			〇			〇			〇		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.3	0.3	0.4	1 以下	0.2 以下	0.4		〇			〇			〇			〇				
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		〇												年1回	注1
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		〇													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		〇													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		〇													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		〇													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		〇													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		〇													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満		〇			〇			〇			〇		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		〇			〇			〇			〇				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		〇			〇			〇			〇				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		〇			〇			〇			〇				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		〇			〇			〇			〇				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		〇			〇			〇			〇				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		〇			〇			〇			〇				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		〇			〇			〇			〇				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		〇			〇			〇			〇				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		〇			〇			〇			〇				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		〇			〇			〇			〇				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		〇											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		〇													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		〇													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		〇													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	13.6	13.6	13.8	200 以下	40.0 以下	13.8		〇													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		〇													
38	塩化物イオン	mg/L	14.0	15.1	13.3	200 以下		15.1	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	118	132	146	300 以下	60 以下	132		〇			〇			〇			〇		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	251	283	302	500 以下	100 以下	302		〇			〇			〇			〇				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		〇												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		〇													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		〇													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		〇													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		〇													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.5	7.6	7.6	5.8 ～ 8.6		7.6	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
								項目数	9	51	9	9	27	9	9	27	9	9	27	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」，「No.3～No.46[mg/L]」，「No.50～No.51[度]」，「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目（月1回）
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

霧島地区下部配水池系

No	検査項目	単位	令和元年(平成31年)	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.7	0.8	0.8	10 以下	2.0 以下	0.8		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.07	0.06	0.06 未満	0.6 以下		0.07		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.02	0.04	1.0 以下	0.20 以下	0.04		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.9	7.7	7.5	200 以下	40.0 以下	7.9		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	5.7	6.3	5.6	200 以下		6.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	48	50	47	300 以下	60 以下	50		○			○			○			○		3月1回(特定の条件により省略可能)	3月1回	注7
40	蒸発残留物	mg/L	155	156	150	500 以下	100 以下	156		○			○			○			○				注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.0	7.0	6.9	5.8 ～ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	25	9	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6)令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7)過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

霧島地区みやま滅菌室系

No	検　査　項　目	単 位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	***	***	***	100以下		***													月1回	月1回	＊平成30年3月より休止中
2	大腸菌		***	***	***	検出されないこと		***															
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	***	***	***	0.003 以下	0.0006 以下	***													3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	
4	水銀及びその化合物	mg/L	***	***	***	0.0005 以下	0.00010 以下	***															
5	セレン及びその化合物	mg/L	***	***	***	0.01 以下	0.002 以下	***															
6	鉛及びその化合物	mg/L	***	***	***	0.01 以下	0.002 以下	***															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	***	***	***	0.01 以下	0.002 以下	***															
8	六価クロム化合物	mg/L	***	***	***	0.02 以下	0.004 以下	***														3月1回	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	***	***	***	0.04 以下	0.008 以下	***														年1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	***	***	***	0.01 以下		***													3月1回	3月1回	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	***	***	***	10 以下	2.0 以下	***															
12	フッ素及びその化合物	mg/L	***	***	***	0.8 以下	0.16 以下	***													3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	***	***	***	1.0 以下	0.2 以下	***															
14	四塩化炭素	mg/L	***	***	***	0.002 以下	0.0004 以下	***															
15	1，4−ジオキサン	mg/L	***	***	***	0.05 以下	0.010 以下	***															
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	***	***	***	0.04 以下	0.008 以下	***															
17	ジクロロメタン	mg/L	***	***	***	0.02 以下	0.004 以下	***															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	***	***	***	0.01 以下	0.002 以下	***															
19	トリクロロエチレン	mg/L	***	***	***	0.01 以下	0.002 以下	***															
20	ベンゼン	mg/L	***	***	***	0.01 以下	0.002 以下	***															
21	塩素酸	mg/L	***	***	***	0.6 以下		***													3月1回	3月1回	
22	クロロ酢酸	mg/L	***	***	***	0.02 以下		***															
23	クロロホルム	mg/L	***	***	***	0.06 以下		***															
24	ジクロロ酢酸	mg/L	***	***	***	0.03 以下		***															
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	***	***	***	0.1 以下		***															
26	臭素酸	mg/L	***	***	***	0.01 以下		***															
27	総トリハロメタン	mg/L	***	***	***	0.1 以下		***															
28	トリクロロ酢酸	mg/L	***	***	***	0.03 以下		***															
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	***	***	***	0.03 以下		***															
30	ブロモホルム	mg/L	***	***	***	0.09 以下		***															
31	ホルムアルデヒド	mg/L	***	***	***	0.08 以下		***															
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	***	***	***	1.0 以下	0.20 以下	***													3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	***	***	***	0.2 以下	0.04 以下	***															
34	鉄及びその化合物	mg/L	***	***	***	0.3 以下	0.06 以下	***															
35	銅及びその化合物	mg/L	***	***	***	1.0 以下	0.20 以下	***															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	***	***	***	200 以下	40.0 以下	***															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	***	***	***	0.05 以下	0.010 以下	***															
38	塩化物イオン	mg/L	***	***	***	200 以下		***													月1回	月1回	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	***	***	***	300 以下	60 以下	***													3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	
40	蒸発残留物	mg/L	***	***	***	500 以下	100 以下	***															
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	***	***	***	0.2 以下	0.04 以下	***														年1回	
42	ジェオスミン	mg/L	***	***	***	0.00001 以下	0.000002 以下	***															
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	***	***	***	0.00001 以下	0.000002 以下	***															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	***	***	***	0.02 以下	0.004 以下	***															
45	フェノール類	mg/L	***	***	***	0.005 以下	0.0010 以下	***															
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	***	***	***	3.0 以下		***													月1回	月1回	
47	pH値		***	***	***	5.8 ～ 8.6		***															
48	味		***	***	***	異常でないこと		***															
49	臭気		***	***	***	異常でないこと		***															
50	色度	度	***	***	***	5度 以下		***															
51	濁度	度	***	***	***	2度 以下		***															
								項目数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）
上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。
注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

霧島地区神宮台配水池系

No	検　査　項　目	単　位	令和元年(平成31年)	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	0.3	0.3	10 以下	2.0 以下	0.3		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.15	0.19	0.16	0.8 以下	0.16 以下	0.19		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.7	0.7	0.5	1 以下	0.2 以下	0.7		○			○			○			○				
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○												年1回	注1
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.10	0.09	0.08	0.6 以下		0.10		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.004	0.002	0.002	0.1 以下		0.004		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.008	0.007	0.004	0.1 以下		0.008		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.003	0.005	0.003	0.09 以下		0.005		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○			○			○			○			3月1回	注7
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○												年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	40.9	33.3	35.1	200 以下	40.0 以下	40.9		○			○			○			○			3月1回	注2
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○												年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	64.7	63.7	59.4	200 以下		64.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	331	316	314	300 以下	60 以下	331		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	650	628	607	500 以下	100 以下	650		○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.6	7.7	7.7	5.8 ～ 8.6		7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	29	9	9	29	9	9	29	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」，「No.3～No.46[mg/L]」，「No.50～No.51[度]」，「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

省略不可9項目(月1回)
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、
過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6)令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。
注7)過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

霧島地区永池分水槽系

No	検査項目	単位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	4	0	6	100以下		6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	0.3	0.3	10 以下	2.0 以下	0.3		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.13	0.16	0.17	0.8 以下	0.16 以下	0.17		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注7
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.6	0.5	0.6	1 以下	0.2 以下	0.6		○			○			○			○				注2
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○												年1回	注1
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.002	0.1 以下		0.002		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.007	0.1 以下		0.007		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.005	0.09 以下		0.005		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	35.7	27.5	27.9	200 以下	40.0 以下	35.7		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	54.4	52.8	70.9	200 以下		70.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	294	249	319	300 以下	60 以下	319		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	553	509	624	500 以下	100 以下	624		○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.2	7.3	7.7	5.8 ～ 8.6		7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.4	2度 以下		0.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	27	9	9	27	9	9	27	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」，「No.3～No.46[mg/L]」，「No.50～No.51[度]」，「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目（月1回）
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

霧島地区霧島配水池系

No	検　査　項　目	単 位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	8	2	3	100以下		8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.5	0.4	0.5	10 以下	2.0 以下	0.5		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.23	0.22	0.23	0.8 以下	0.16 以下	0.23		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.4	0.3	0.4	1.0 以下	0.2 以下	0.4		○			○			○			○				
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○												年1回	注1
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	16.0	14.5	13.0	200 以下	40.0 以下	16.0		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	18.9	19.3	18.6	200 以下		19.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	147	143	157	300 以下	60 以下	157		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	305	302	334	500 以下	100 以下	334		○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.3	7.2	7.3	5.8 ～ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2	2度 以下		0.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	27	9	9	27	9	9	27	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

霧島地区霧島ハイツ配水池系

No	検　査　項　目	単　位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	2	8	2	100以下		8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	0.3	0.3	10 以下	2.0 以下	0.3		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.15	0.18	0.16	0.8 以下	0.16 以下	0.18		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.7	0.7	0.5	1.0 以下	0.2 以下	0.7		○			○			○			○				
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○												年1回	注1
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.01 以下		0.001		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.002	0.001	0.1 以下		0.002		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001	0.002	0.001	0.09 以下		0.002		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	40.6	33.6	30.5	200 以下	40.0 以下	40.6		○			○			○			○			3月1回	注2
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○												年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	64.9	63.7	58.5	200 以下		64.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	323	308	276	300 以下	60 以下	323		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	619	605	555	500 以下	100 以下	619		○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.8	7.7	7.7	5.8 ～ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	28	9	9	28	9	9	28	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目（月1回）
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。

注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

福山地区牧之原第1配水池系

No	検査項目	単位	令和元年(平成31年)	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	6	0	2	100以下		6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.3	2.4	2.5	10 以下	2.0 以下	2.5		○			○			○			○				注2
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シスー1，2ージクロロエチレン及びトランスー1，2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.05	1.0 以下	0.20 以下	0.05		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	10.6	9.9	10.2	200 以下	40.0 以下	10.6		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	7.2	7.1	7.2	200 以下		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	37	38	40	300 以下	60 以下	40		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	156	158	160	500 以下	100 以下	160		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2ーメチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.9	7.0	6.9	5.8 ～ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)（黄色）
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素（青色）
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)（橙色）

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、
過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6)令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7)過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

福山地区池之谷配水池系

No	検　査　項　目	単　位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	17	0	0	100以下		17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.6	2.7	2.8	10 以下	2.0 以下	2.8		○			○			○			○				注2
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06	0.07	0.09	0.6 以下		0.09		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01	1.0 以下	0.20 以下	0.01		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	39.2	33.3	31.9	200 以下	40.0 以下	39.2		○			○			○			○			3月1回	注7
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○												年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	68.4	58.2	57.5	200 以下		68.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	77	71	68	300 以下	60 以下	77		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	280	253	249	500 以下	100 以下	280		○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.8	7.0	7.0	5.8 ～ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.3	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	26	9	9	26	9	9	26	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）
上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。
注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。
注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。
注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

福山地区福地配水池系

No	検査項目	単位	令和元年(平成31年)	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	2	1	8	100以下		8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.7	2.6	2.5	10 以下	2.0 以下	2.7		○			○			○			○				注2
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.04	1.0 以下	0.20 以下	0.04		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	13.4	12.8	12.9	200 以下	40.0 以下	13.4		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.002	0.001	0.002	0.05 以下	0.010 以下	0.002		○													
38	塩化物イオン	mg/L	9.5	9.2	9.4	200 以下		9.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	54	52	53	300 以下	60 以下	54		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	190	204	194	500 以下	100 以下	204		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.1	7.3	7.2	5.8 ～ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5	0.6	1.1	5度 以下		1.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.6	2度 以下		0.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」，「No.3～No.46[mg/L]」，「No.50～No.51[度]」，「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6)令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7)過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

福山地区川路原配水池系

No	検査項目	単位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	1	0	14	100以下		14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.002	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.003		○			○			○			○			3月1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.2	1.4	1.2	10 以下	2.0 以下	1.4		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01 未満	0.01	1.0 以下	0.20 以下	0.01		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	10.1	9.6	9.7	200 以下	40.0 以下	10.1		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	5.9	5.7	5.6	200 以下		5.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	34	34	35	300 以下	60 以下	35		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	152	162	176	500 以下	100 以下	176		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.1	7.2	7.3	5.8 ～ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	25	9	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目（月1回）
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。

注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検査項目	単位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	1	0	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.004	0.003	0.003	0.01 以下	0.002 以下	0.004		○			○			○			○			3月1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.0	1.0	1.0	10 以下	2.0 以下	1.0		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.10	0.09	0.8 以下	0.16 以下	0.10		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.11	0.09	0.11	0.6 以下		0.11		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.02	0.02	1.0 以下	0.20 以下	0.02		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.04	0.02 未満	0.02	0.2 以下	0.04 以下	0.04		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	14.0	13.7	13.9	200 以下	40.0 以下	14.0		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○			○			○			○			3月1回	注7
38	塩化物イオン	mg/L	7.5	7.6	7.4	200 以下		7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	32	32	32	300 以下	60 以下	32		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	152	166	162	500 以下	100 以下	166		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.5	7.6	7.6	5.8 ～ 8.6		7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	26	9	9	26	9	9	26	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目（月1回）（黄色）
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素（青色）
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）（橙色）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。

注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

福山地区比曽木野配水池系

No	検査項目	単位	令和元年（平成31年）	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	5	16	100以下		16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001	0.002	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.002		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○			○			○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○												年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.1	2.1	2.4	10 以下	2.0 以下	2.4		○			○			○			○				注2
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満		○													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06	0.06 未満	0.6 以下		0.06		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.007	0.001 未満	0.06 以下		0.007		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.007	0.003 未満	0.03 以下		0.007		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001	0.001 未満	0.002	0.1 以下		0.002		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.002	0.009	0.003	0.1 以下		0.009		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.004	0.003 未満	0.03 以下		0.004		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001	0.002	0.001	0.03 以下		0.002		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.03	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.03		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.03	1.0 以下	0.20 以下	0.03		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.8	7.4	7.0	200 以下	40.0 以下	7.8		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	4.1	4.0	4.1	200 以下		4.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	23	23	24	300 以下	60 以下	24		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	114	127	119	500 以下	100 以下	127		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○													注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満		○													注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.9	7.0	7.1	5.8 〜 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.7	0.5 未満	5度 以下		0.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3〜No.46[mg/L]」,「No.50〜No.51[度]」,「No.2及びNo.47〜No.49[単位なし]」

省略不可9項目（月1回）

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（5月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6）令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査とします。

注7）過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

国分地区木原配水池系

No	検査項目	単位	令和元年(平成31年)	令和2年	令和3年	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値
1	一般細菌	/mL	0	1	0	100以下		1
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.8	0.8	1.0	10 以下	2.0 以下	1.0
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01	1.0 以下	0.20 以下	0.01
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.5	7.2	7.0	200 以下	40.0 以下	7.5
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満
38	塩化物イオン	mg/L	4.3	4.2	4.3	200 以下		4.3
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	23	23	23	300 以下	60 以下	23
40	蒸発残留物	mg/L	106	109	120	500 以下	100 以下	120
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満
47	pH値		7.1	7.1	7.1	5.8 ～ 8.6		7.1
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満

No	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4		○													
5		○													
6		○													
7		○													
8		○			○			○			○			3月1回	注6
9		○												年1回	注1
10		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11		○			○			○			○				注4
12		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13		○													
14		○													
15		○													
16		○													
17		○													
18		○													
19		○													
20		○													
21		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22		○			○			○			○				
23		○			○			○			○				
24		○			○			○			○				
25		○			○			○			○				
26		○			○			○			○				
27		○			○			○			○				
28		○			○			○			○				
29		○			○			○			○				
30		○			○			○			○				
31		○			○			○			○				
32		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33		○													
34		○													
35		○													
36		○													
37		○													
38	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40		○			○			○			○			3月1回	注2
41		○												年1回	注1
42		○													注3
43		○													
44		○													注5
45		○													注1
46	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6)令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7)過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

12. 資料1

水質基準項目の測定精度

水質検査の実施に当たっては、基準値の10分の1（ただし、非イオン界面活性剤については4分の1）まで測定すること。この場合において、基準値の10分の1（ただし、非イオン界面活性剤については4分の1）付近における値の変動係数で示す値以下となるよう精度を確保すること。

項目		基準値	検査方法	変動係数
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	標準寒天培地法	—
2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法	—
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0．003mg/L以下	フレームレス－原子吸光光度法 ICP法 ICP－MS法	10% 10% 10%
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	還元気化－原子吸光光度法	10%
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0．01mg/L以下	フレームレス－原子吸光光度法 ICP－MS法 水素化物発生－原子吸光光度法 水素化物発生－ICP法	10% 10% 10% 10%
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0．01mg/L以下	フレームレス－原子吸光光度法 ICP法 ICP－MS法	10% 10% 10%
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0．01mg/L以下	フレームレス－原子吸光光度法 フレーム－原子吸光光度法 水素化物発生－原子吸光光度法 水素化物発生－ICP法	10% 10% 10% 10%
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0．02mg/L以下	フレームレス－原子吸光光度法 フレーム－原子吸光光度法 ICP法 ICP－MS法	10% 10% 10% 10%
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）	10%
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	イオンクロマトグラフ－ポストカラム吸光光度法	10%
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）	10%
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）	10%
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	ICP法 ICP－MS法	10% 10%
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	PT-GC－MS法 HS-GC－MS法	20% 20%
15	1,4－ジオキサン	0.05mg/L以下	PT-GC－MS法 HS-GC－MS法 固相抽出－GC－MS法	20% 20% 20%
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	PT-GC－MS法 HS-GC－MS法	20% 20%
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	PT-GC－MS法 HS-GC－MS法	20% 20%
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	PT-GC－MS法 HS-GC－MS法	20% 20%

項　　目		基　準　値	検　査　方　法	変動係数
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	PT-GC－MS法 HS-GC－MS法	20% 20%
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	PT-GC－MS法 HS-GC－MS法	20% 20%
21	塩素酸	0.6mg/L以下	イオンクロマトグラフ法	10%
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	溶媒抽出－GC－MS法	20%
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	PT-GC－MS法 HS-GC－MS法	20% 20%
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	溶媒抽出－GC－MS法	20%
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	PT-GC－MS法 HS-GC－MS法	20% 20%
26	臭素酸	0.01mg/L以下	イオンクロマトグラフ－ポストカラム 吸光光度法	10%
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムごとに23の項、25の項、29の項及び30の項に掲げる方法	－
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	溶媒抽出－GC－MS法	20%
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	PT-GC－MS法 HS-GC－MS法	20% 20%
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	PT-GC－MS法 HS-GC－MS法	20% 20%
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	溶媒抽出－誘導体化－GC－MS法	20%
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 1.0mg/L以下	フレームレス－原子吸光光度法 フレーム－原子吸光光度法 ICP法 ICP－MS法	10% 10% 10% 10%
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0. 2mg/L以下	フレームレス－原子吸光光度法 ICP法 ICP－MS法	10% 10% 10%
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.3mg/L以下	フレームレス－原子吸光光度法 フレーム－原子吸光光度法 ICP法 ICP－MS法	10% 10% 10% 10%
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、 1.0mg/L以下	フレームレス－原子吸光光度法 フレーム－原子吸光光度法 ICP法 ICP－MS法	10% 10% 10% 10%
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 200mg/L以下	フレームレス－原子吸光光度法 フレーム－原子吸光光度法 ICP法 イオンクロマグラフ法(陽イオン)	10% 10% 10% 10%
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.05mg/L以下	フレームレス－原子吸光光度法 フレーム－原子吸光光度法 ICP法 ICP－MS法	10% 10% 10% 10%
38	塩化物イオン	200mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン) 滴定法	10% 10%

項目		基準値	検査方法	変動係数
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	フレームー原子吸光光度法 ICP法 イオンクロマトグラフ法（陽イオン） 滴定法	10% 10% 10% 10%
40	蒸発残留物	500mg/L以下	重量法	―
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	固相抽出－高速液体クロマトグラフ法	20%
42	（4S、4aS,8aR）－オクタヒドロ－4、8a－ジメチルナフタレン－4a（2H）－オール（別名ジェオスミン）	0.00001mg/L以下	PT-GC－MS法 HS-GC－MS法 固相抽出－GC－MS法	20% 20% 20%
43	1,2,7,7－テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン－2オール（別名2－メチルイソボルネオール）	0.00001mg/L以下	PT-GC－MS法 HS-GC－MS法 固相抽出－GC－MS法	20% 20% 20%
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	固相抽出－吸光光度法	20%
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	固相抽出－誘導体化－GC－MS法	20%
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量	3mg/L以下	全有機炭素計測定法	20%
47	PH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法 連続自動測定機器によるガラス電極法	― ―
48	味	異常でないこと	官能法	―
49	臭気	異常でないこと	官能法	―
50	色度	5度以下	比色法 透過光測定法 連続自動測定機器による透過光測定法	― - 20%
51	濁度	2度以下	比濁法 透過光測定法 連続自動測定機器による透過光測定法 積分球式光電光度法 連続自動測定機器による積分球式光電光度法 散乱光測定法 透過光散乱法	― 10% 10% 10% 10% ― 10% 10%

13.　資料2　　　水質基準項目の説明

区分		項目	基準値(mg／L)	説明
病原生物の指標	1	一般細菌	100/mL以下	増加した場合にはし尿、下水、排水等による病原微生物に汚染されている疑いがあります。一般には、塩素消毒によりほとんどの菌が死滅します。
	2	大腸菌	検出されないこと	水系感染症の主な病原菌は人や動物の糞便に由来しており、大腸菌が検出された場合には、病原微生物に汚染されている疑いがあります。一般的には塩素消毒によりほとんどの菌が死滅します。
有機物質・重金属	3	カドミウム及びその化合物	0．003以下	蓄積性の有害物質で、長期間にわたり摂取すると腎機能障害や骨障害をもたらします。イタイイタイ病の原因物質として知られています。自然界に広く分布しています。鉱山や工場排水混入のおそれがあります。
	4	水銀及びその化合物	0.0005以下	急性中毒の場合は口内炎、下痢、腎障害、慢性中毒では貧血、白血球減少、手足の知覚喪失の症状となります。水俣病は、有機水銀であるメチル水銀が原因で発生したことが知られています。自然水中ではほとんど検出されません。工場排水混入のおそれがあります。
	5	セレン及びその化合物	0．01以下	金属セレンは毒性が少ないが、化合物には猛毒のものが多く、粘膜に刺激を与え、胃腸障害、肺炎などの症状を起こします。鉱山や工場排水混入のおそれがあります。
	6	鉛及びその化合物	0．01以下	神経系の障害や貧血、頭痛、食欲不振などの中毒症状を起こすことが知られています。昔から水道管に使用され溶けにくいといわれていましたが、最近は溶出が問題となっています。
	7	ヒ素及びその化合物	0．01以下	蓄積性があり、感覚異常や皮膚の角化、末梢性神経症などを起こします。ヒ素による健康被害は、西日本一帯で起きた森永ヒ素ミルク中毒事件が知られています。農薬殺虫剤、医薬品、除草剤混入のおそれがあります。
	8	六価クロム及びその化合物	0．02以下	六価のクロムは毒性が強く、多量に摂取した場合は、嘔吐、下痢、尿毒症などの症状を起こします。鉱山や工場排水混入のおそれがあります。
	9	亜硝酸態窒素	0．04以下	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水などに含まれる窒素化合物が水や土の中で変化してこの物質となります。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症(チアノーゼ症)を起こすことがあります。
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0．01以下	強い毒性があり、口から摂取すると粘膜から急速に吸収され、頭痛、吐き気、けいれん等を起こします。シアン化カリウムは青酸カリとして知られています。自然水中ではほとんど検出されません。工場排水混入のおそれがあります。
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水などに含まれる窒素化合物が水や土の中で変化してこの物質となります。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症(チアノーゼ症)を起こすことがあります。基準値は2つの合計値です。
	12	フッ素及びその化合物	0．8以下	温泉地帯の地下水や河川水に多く含まれることがあります。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の原因となります。
	13	ホウ素及びその化合物	1．0以下	中毒症状は、下痢、嘔吐などを起こします。この化合物のホウ酸は刺激が少なく温和な消毒剤として使用されていましたが、傷のある皮膚や粘膜などから速やかに吸収され、中毒症状を引き起こします。現在では、目の洗浄や消毒のみに使用されています。工場排水混入のおそれがあります。

区分		項目	基準値(mg／ℓ)		項目	基準値(mg／ℓ)	説明
一般化学有機物質	14	四塩化炭素	0．002以下	17	ジクロロメタン	0．02以下	化学合成原料、溶剤、金属の脱臭剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水を汚染する物質で、発ガン性があることが知られています。
	15	1，4－ジオキサン	0．05以下	18	テトラクロロエチレン	0．01以下	
	16	シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロ　エチレン	0．04以下	19	トリクロロエチレン	0．01以下	
				20	ベンゼン	0．01以下	
消毒副生成物	21	塩素酸	0．6以下	27	総トリハロメタン	0．1以下	原水中の一部の物質と消毒剤の塩素が反応して生成される副生成物です。中でもクロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルムはトリハロメタンと呼ばれ、発ガン性があることが知られています。
	22	クロロ酢酸	0．02以下	28	トリクロロ酢酸	0.03以下	
	23	クロロホルム	0．06以下	29	ブロモジクロロメタン	0．03以下	
	24	ジクロロ酢酸	0.03以下	30	ブロモホルム	0．09以下	
	25	ジブロモクロロメタン	0．1以下	31	ホルムアルデヒド	0．08以下	
	26	臭素酸	0．01以下				

区分	項　目		基準値(mg／ℓ)	説　明
色・味	32	亜鉛及びその化合物	1．0以下	水道管の亜鉛メッキ鋼管から溶け出すことがあります。高濃度に含まれると白く濁ります。他に鉱山や工場排水のおそれがあります。
	33	アルミニウム及びその化合物	0．2以下	原水の処理過程で使用する凝集剤に含まれます。高濃度に含まれると白く濁る原因となります。自然界には土壌、水、動植物などに化合物の形で含まれます。浄水場ではポリ塩化アルミニウムが凝集材に使用されます。
	34	鉄及びその化合物	0．3以下	水道管の鉄管から溶け出すことがあります。高濃度に含まれると異臭味や赤水となり、洗濯物を着色する原因となります。
	35	銅及びその化合物	1．0以下	給水装置などに使用される銅管などから溶け出すことがあります。高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。
	36	ナトリウム及びその化合物	200以下	過剰に摂取すると高血圧症等が懸念されます。基準値を超えると水の味に影響するようになります。自然界に広く分布。水道では次亜塩素酸ナトリウムによる消毒処理に使用されています。
	37	マンガン及びその化合物	0．05以下	管の壁に付着し、はく離して流出すると黒い水の原因になります。基準値を超えると黒く濁る原因となります。主に地質に起因しています。河川では低層水の溶存酸素が少なくなると底質から溶出してくることもあります。
	38	塩化物イオン	200以下	基準値を超えると塩味を感じるようになります。また、金属を腐食させる原因となります。自然水中に含まれます。多くは地質に由来しています。水道中の塩素イオンは凝集材、消毒剤使用によって増加します。
	39	カルシウム･マグネシウム等(硬度)	300以下	硬度とはカルシウムとマグネシウムの合計量で、硬度が高いと石鹸の泡立ちが悪くなり、また、胃腸を害して下痢を起こす場合があります。味は、硬度が高いと口に残るような味がし、低すぎると淡白でコクのない味がします。
	40	蒸発残留物	500以下	水をそのまま蒸発させたときに残る物質の総量で、その成分は主にカルシウム、マグネシウム、ナトリウムなど無機塩類や有機物です。残留物が多いと苦みや渋い味となり、適度に含まれるとまろやかな味になります。
発泡	41	陰イオン界面活性剤	0．2以下	生活排水や工場排水に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
臭気	42	ジェオスミン	0.00001以下	異臭味の原因物質で、藻の仲間により作られカビ臭を発生させます。ダムの水など停滞水を水源とする水に発生しやすいです。
	43	2－メチルイソボルネオール	0.00001以下	異臭味の原因物質で、藻の仲間により作られカビ臭を発生させます。ダムの水など停滞水を水源とする水に発生しやすいです。
発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02以下	生活排水や工場排水に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。自然環境中には存在せず、微生物が生分解することは困難です。石鹸、洗剤、可溶化剤などに使用されています。
臭気	45	フェノール類	0．005以下	この物質が含まれる原水を塩素処理すると、クロロフェノールが生成され水に異臭味を与えるようになります。自然水中には含まれません。工場排水、防錆、防腐剤混入のおそれがあります。
味	46	有機物(全有機炭素の量)	3以下	水中に存在する有機物中の炭素を有機炭素または全有機炭素(TOC)といい、水中の有機物濃度を推定する指標として用いられます。下水、し尿、汚水等を多く含む水の混入、汚染プランクトン類の繁殖の疑いがあります。
基礎的性状	47	pH値	5.8　～　8.6	水の酸性やアルカリ性の程度を示す指標で、7が中性。7より小さいほど酸性が強く、7より大きいほどアルカリ性が強くなります。地下水は二酸化炭素が多く含まれているので微酸性のことが多く、配管やポンプが錆びやすくなります。
	48	味	異常でないこと	水の味は、地質、科学薬品などの混入や藻類等微生物の繁殖によるものの他、配管の腐食などに起因することがあります。
	49	臭気	異常でないこと	水の臭気は、藻類等や放線菌等によるカビ臭物質、フェノールなどの有機化合物が原因です。水の塩素処理によるカルキ臭、水道管の内面塗装剤に由来することもあります。
	50	色度	5度以下	水の色の程度を数値で示すもの。色の原因は、主にフミン質と呼ばれる植物等が微生物により分解された有機高分子化合物や鉄やマンガン等金属類です。赤水は鉄、黒水はマンガン、青水は銅が原因です。
	51	濁度	2度以下	水の濁りの程度を数値で示すもの。濁りの原因は、主に管内のサビや堆積物が流出した微粒子で、粘土性物質、鉄さび、有機物などです。給水栓水の濁り配･給水施設や管の異常を示します。